

新居浜市子ども・子育て支援事業計画（案）  
（平成27～31年度）

平成26年12月

新居浜市

## 【 新居浜市子ども・子育て支援事業計画構成(案) 】

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
4	計画対象	2
第2章	子ども・子育ての現状と課題	
1	子どもをめぐる状況	3
2	新居浜市における子育ての取り組み	9
3	ニーズ調査結果の概要	10
	(1) 調査目的	10
	(2) 調査設計	10
	(3) 回収結果	10
	(4) 主な調査結果	10
4	新居浜市の現状分析と課題	14
第3章	計画の基本的な考え方	
1	計画体系図	18
2	基本理念	22
	<b>子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち</b>	
3	基本方針	23
第4章	子ども・子育て支援事業計画の基本施策	
1	教育・保育提供区域の設定	24
2	幼児期における学校教育・保育の提供	24
	(1) 認定区分と提供施設	24
	(2) 幼児期における教育・保育の見込み量と確保方策	26
	(3) 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策	27
3	基本方針及び基本施策の取り組み	32
4	専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	53
第5章	計画の推進	
1	計画の推進体制	56
2	進捗状況の管理	56
■	参考資料	57

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

国においては、少子化社会対策基本法等に基づき、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」及び「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の子ども・子育て関連3法を制定しました。このことにより、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されることとなり、新制度においては、基礎自治体である市町村が子ども・子育て支援のための給付や事業の実施主体となって子ども・子育て支援事業計画を策定し、確実な支援策を講ずることとなります。

本市におきましては、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進展に伴う家庭における子育て力の低下や地域とのつながりの希薄化など、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成17年3月に「新居浜市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しました。

さらに、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指し、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表されるとともに、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されたことにより、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指しています。

新制度では、子ども・子育て支援に係る課題を明らかにしたうえで、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備を計画的に進めるとともに、子どもの最善の利益を実現する社会を目指すとの考え方を基本としています。

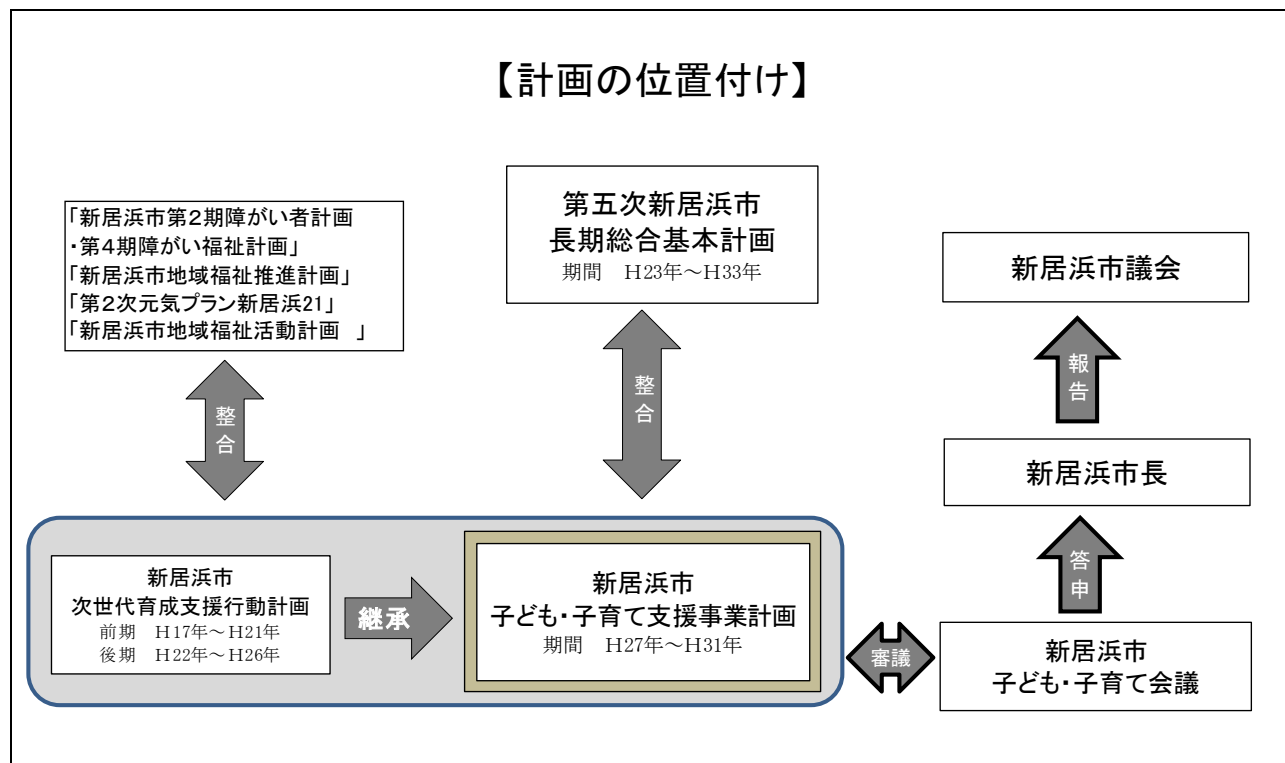
これらのことを踏まえ、本市では平成22年3月に策定した「新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぐとともに、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これまでの取り組みを分析・評価のうえ、新居浜市子ども・子育て会議において、子育てに関するアンケート調査結果等に基づき把握した保育ニーズ量などを踏まえた審議を行い、平成27年度からの5か年を計画期間とする「新居浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画として、基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

本市の最上位計画である第五次新居浜市長期総合計画を上位計画とし、個別計画である新居浜市地域福祉推進計画」「新居浜市第2期障がい者計画・第4期障がい福祉計画」「第2次元気プラン新居浜21」をはじめ、他の計画等との整合性を図ることとします。

また、子ども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅などあらゆる分野にわたっており、これらの施策を総合的かつ一体的に推進します。



## 3 計画期間

▼ 平成27年度から平成31年度までの5か年を期間とします。



※中間年(平成29年度)を目安に計画の見直しを実施します。

## 4 計画対象

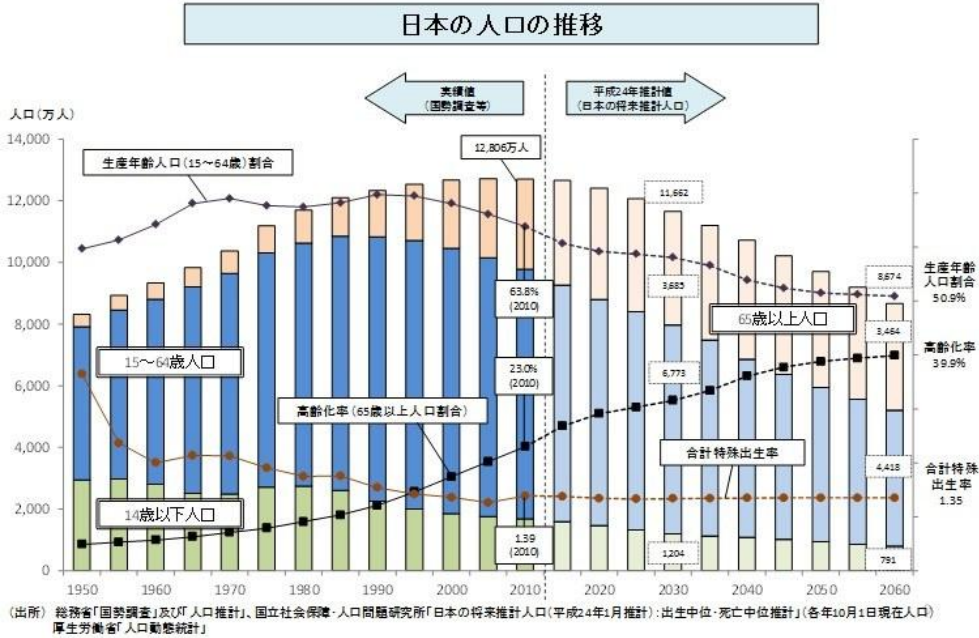
新居浜市次世代育成支援行動計画(後期計画)と同様に、すべての子どもと子どもを養育する家庭、地域、事業者、行政など、子育てに関わるすべての個人及び団体を対象とします。

子ども・子育て支援法における「子ども」とは、概ね18歳未満とされていますが、本市が策定する事業計画の対象は、概ね就学前児童(0~5歳)とします。

## 第2章 子ども子育ての現状と課題

### 1 子どもをめぐる状況

#### (1) 日本の人口推移



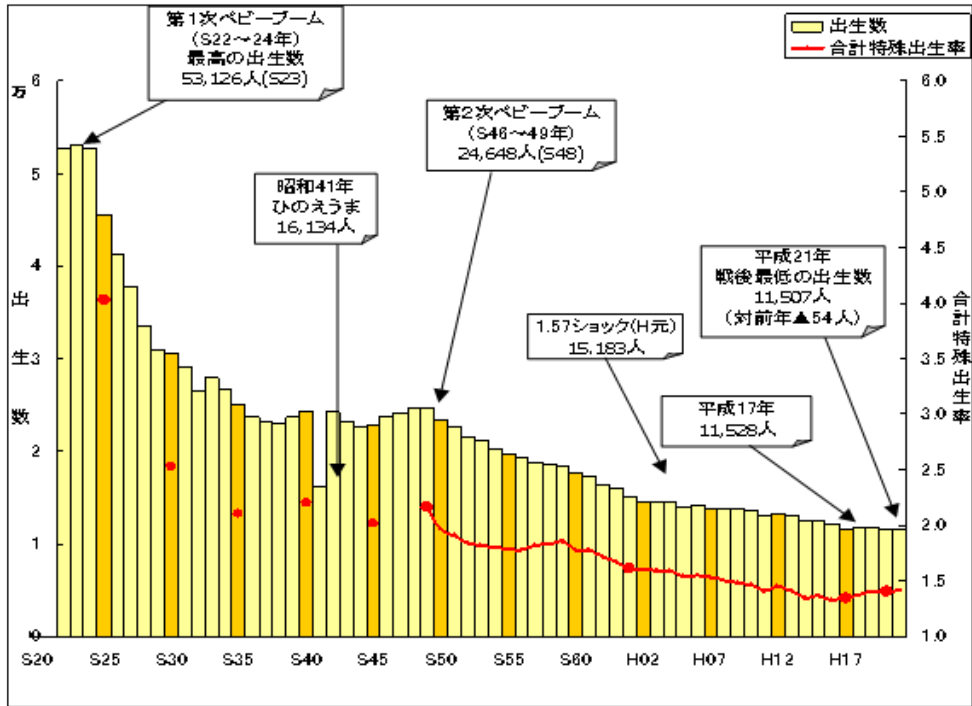
資料：「国勢調査」「人口動態統計」

#### (2) 国の少子化経緯



資料：内閣府資料

### (3) 県の少子化経緯



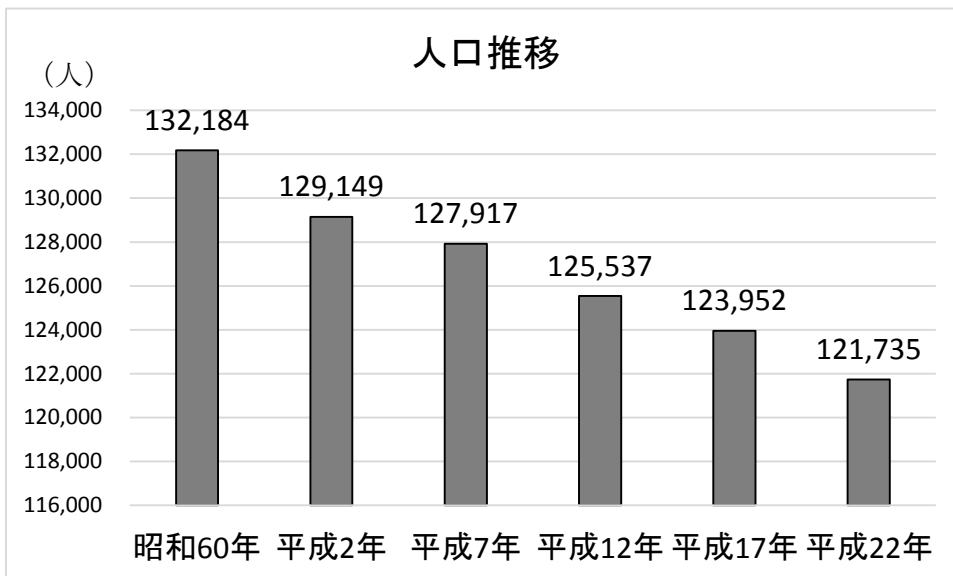
資料：「国勢調査」「人口動態統計」

### (4) 新居浜市の人口推移、人口構成

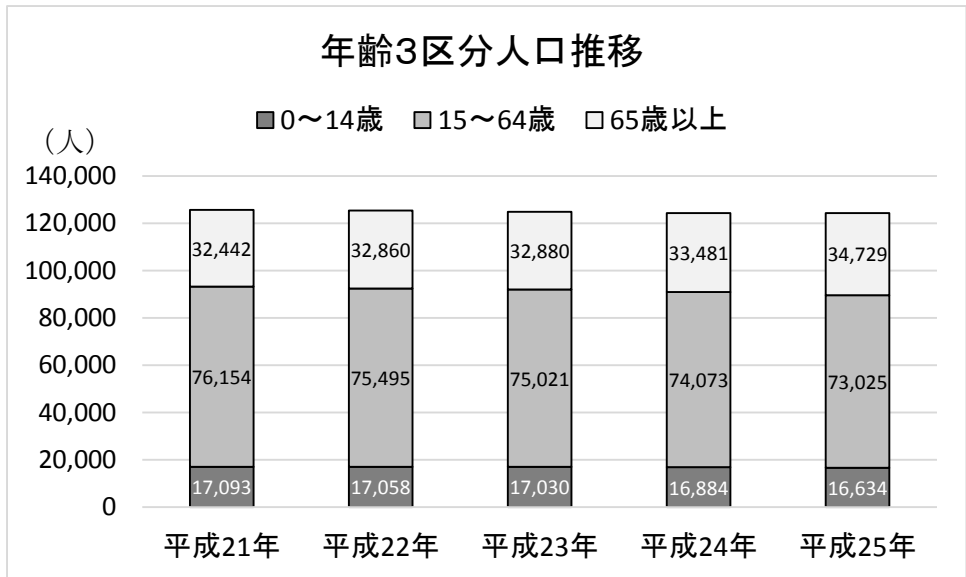
新居浜市の人口は、昭和60年の132,184人、184人をピークに出生率の低下などにより減少傾向が続いており、平成22年時点では121,735人となり、昭和60年と比較すると10,449人減少しています。

また、年齢区分で見ると、年少人口（0～14歳）は、平成21年には総人口の13.6%の17,093人でしたが、平成25年には総人口の13.4%の16,634人と減少する一方、65歳以上の老年人口は、平成21年には総人口の25.8%の32,442人でしたが、平成25年度時点の老年人口は27.9%の34,729人へ増加しています。

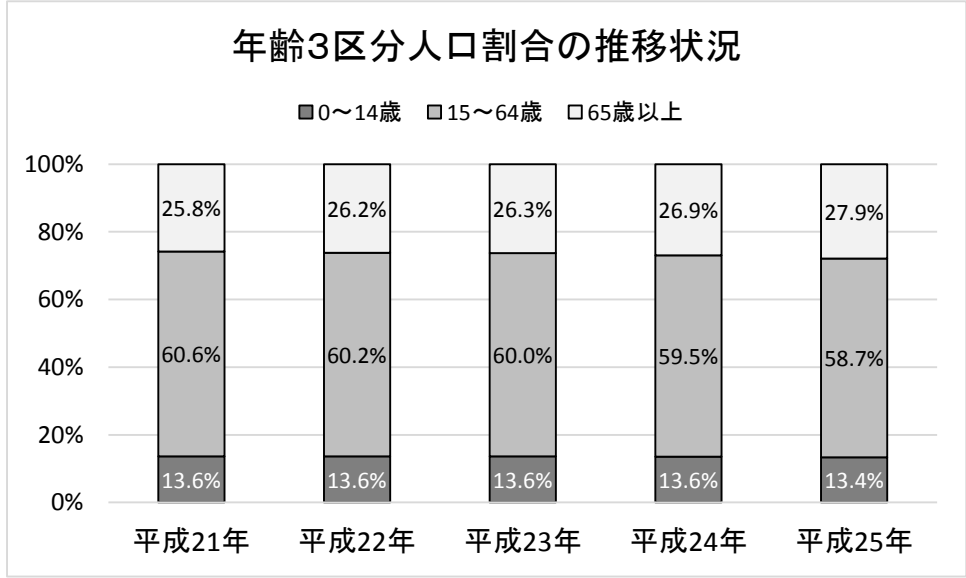
今後もこの傾向は続くものとみられ、新居浜市の少子高齢化はさらに進むものと推測されます。



資料：国勢調査



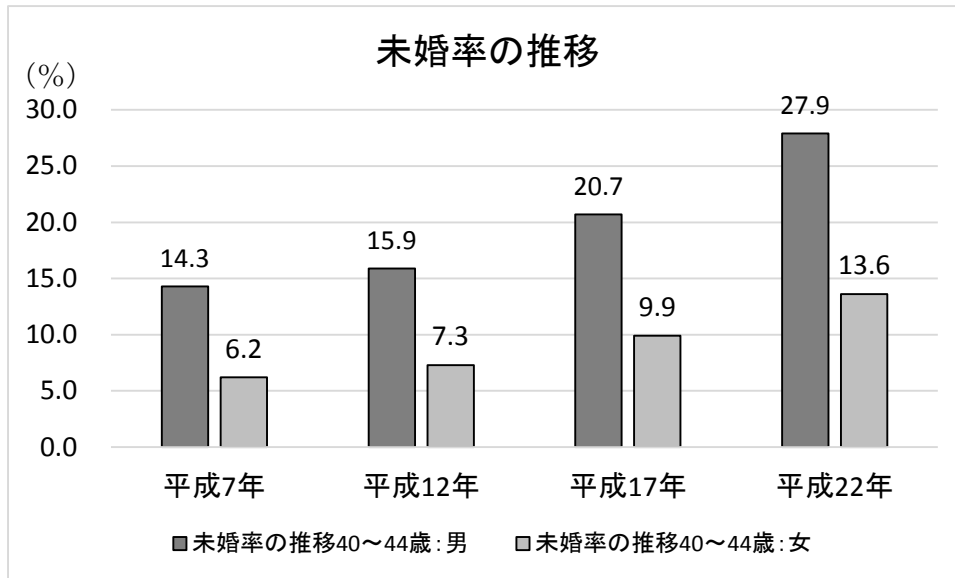
資料：住民基本台帳



資料：住民基本台帳

## (5) 未婚率

新居浜市の40～44歳での推移をみると、男性の約4人に1人、女性の約8人に1人が未婚です。

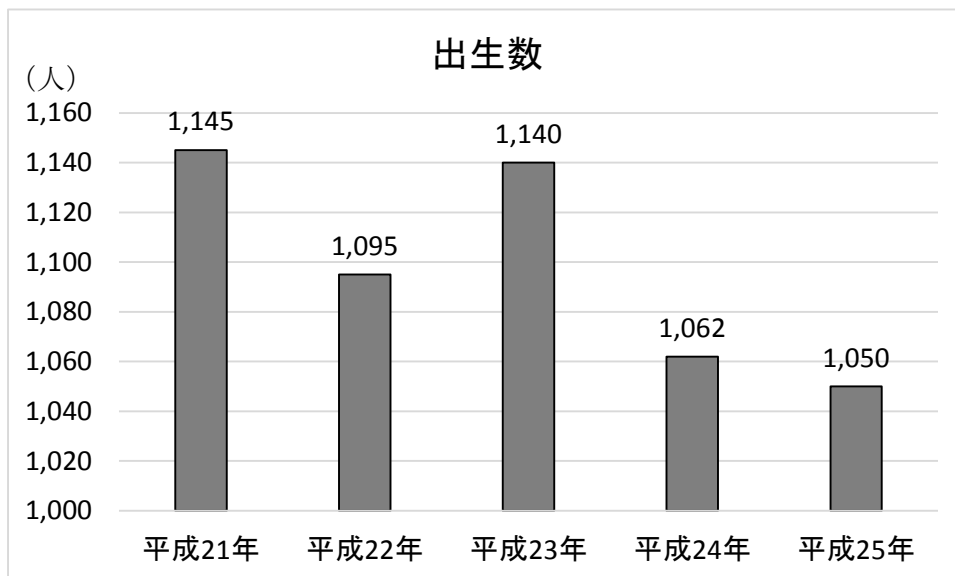


資料：国勢調査

## (6) 出生数、合計特殊出生率

出生数は平成23年に1度回復したものの、翌年以降は減少傾向が続いています。

合計特殊出生率は、平成20年から平成24年の集計値（出典・引用：厚生労働統計一覧、人口動態統計特殊報告）によると、新居浜市は県内で一番高い1.80にまで回復していますが、出産数の母数となる出産年齢人口の減少が進み、出生数が死亡数を下回る自然減数は増加しています。

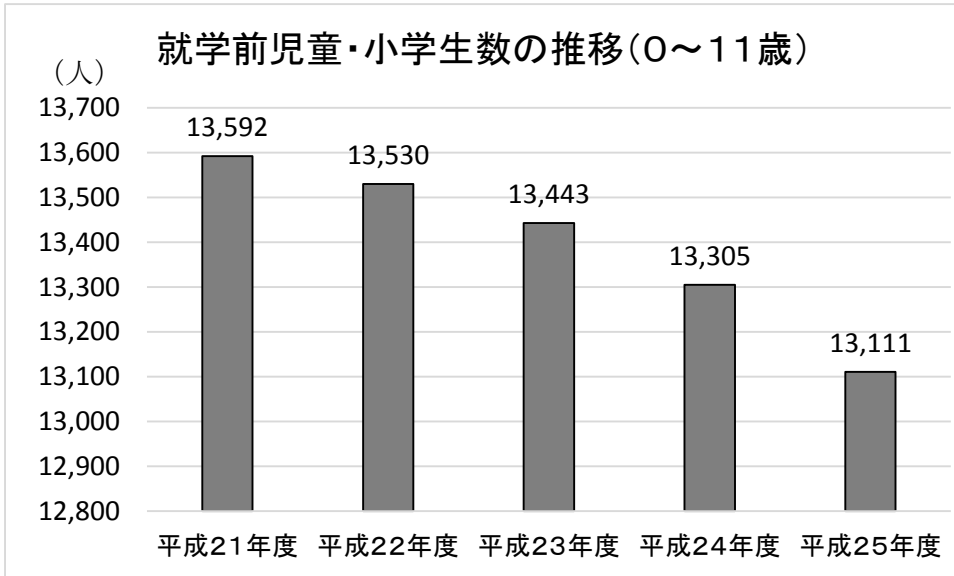


資料：住民基本台帳



(7) 就学前児童・小学生数の推移（0～11歳）

減少数は年々加速しており、この5年間の推移をみると、▲62名→▲87名→▲138名→▲194名となっています

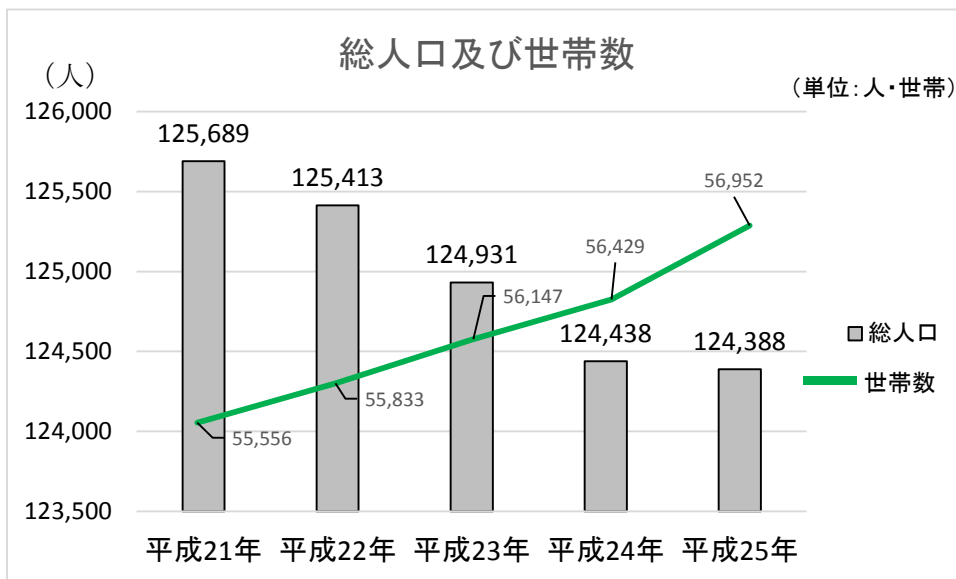


資料：住民基本台帳

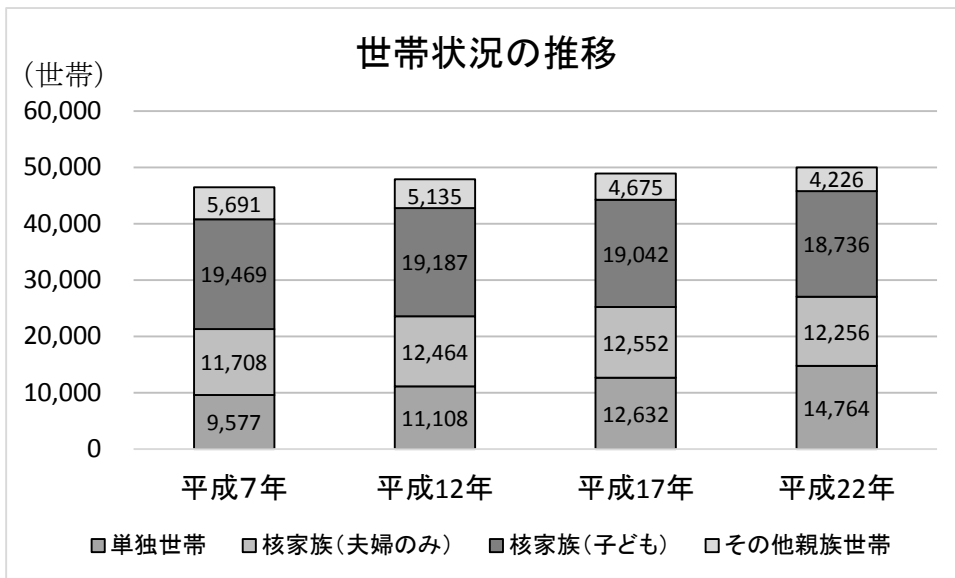
(8) 新居浜市の世帯の状況

新居浜市の人口は減少していますが、単独世帯は増加し、逆にその他親族世帯（世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯や3世代同居等）が減少することにより、世帯数は年々増加傾向にあります。

さらに、子どものいる核家族世帯では、ひとり親の割合が年々上がっており、平成22年でみると、約4人に1人がひとり親となっています。



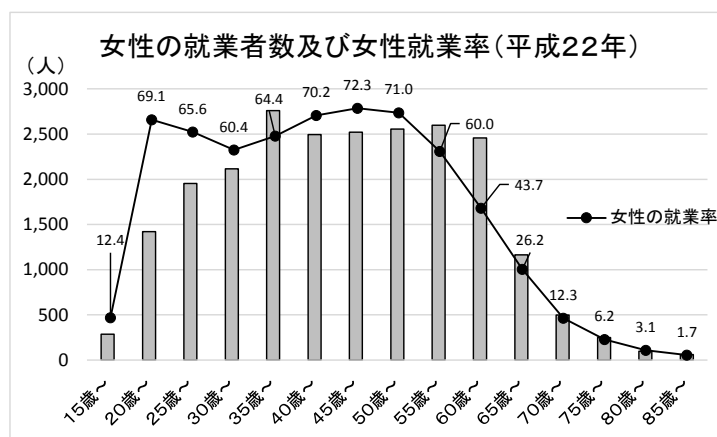
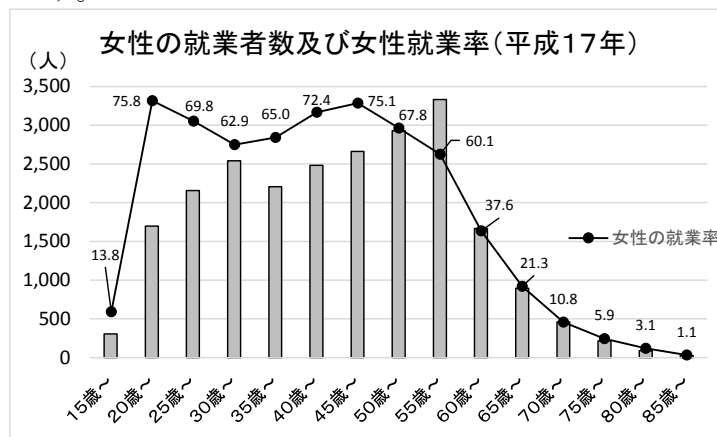
資料：住民基本台帳



### (9) 女性の就労状況

女性の就労状況を見ると、60歳代での就労割合が大幅に増加しています。平成17年では60歳～64歳での就労割合が37.6%であったのに対し、平成22年では43.7%まで増加しています。また、40歳代から65歳までの就労人数は、ほぼ同数の2,500人前後で推移しています。

さらに、20歳代に結婚・子育て等の理由から離職者が多くなる「M字カーブ」の状況は、平成17年時点でも、前回（平成12年）調査時より浅くなっていましたが、今回さらに20歳代と30歳代での最大差が前回は12.9%だったのに対し、平成22年ではその差が8.7%とさらに浅くなっています。



## 2 新居浜市における子育ての取り組み

平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法に基づき、本市では包括的な子育て支援施策に取り組むため、平成17年3月に「新居浜市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定しました。

その後、前期計画の期間が終了し、社会情勢等の変化に対応するため、平成22年3月に「新居浜市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、次に掲げる5つの基本目標に沿ってこれまで施策を展開してきました。

- 1 健康診査や食育等による親子の健康支援
- 2 学校教育・学校保健等による子どもの育成支援
- 3 各種保育サービスや財政援助等による家庭支援
- 4 各種事業の実施等による地域における子育て支援
- 5 生活環境の整備や児童虐待防止対策等による安全な環境づくり

### ▼後期計画における数値目標【平成25年度実績】（3月末現在）

事業内容		単位	平成25年度	平成26年度
間平日 保育昼	通常保育事業(3歳未満児)	人	1,086	1,070
	通常保育事業(3歳以上児)	人	1,751	1,651
夜間 帯 保 育	延長保育事業	人	154	132
		か所	16	16
	夜間保育事業	人	0	10
		か所	0	1
	トワイライトステイ事業	人	0	2
		か所	1	1
休日保育事業	人	25	10	
	か所	1	1	
乳幼児健康支援デイサービス事業	延人数	135	1,000	
	か所	1	1	
放課後児童健全育成事業	人	905	1,130	
	か所	23	23	
放課後子ども教室	人	7,612	6,359	
	か所	10	7	
一時預かり事業	延利用者数	人	3,372	6,750
	保育所型	か所	2	2
地域子育て支援拠点事業		か所	4	7
ファミリー・サポート・センター事業		か所	1	1
ショートステイ事業		か所	2	2

### 3 ニーズ調査結果の概要

#### (1) 調査目的

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることに伴い、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが定められています。そこで、本市における教育・保育事業や地域子育て支援事業の利用状況や希望などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

#### (2) 調査設計

- ① 調査対象 平成25年10月1日現在で、市内に在住する就学前児童（0～5歳）
- ② 抽出方法 住民基本台帳及び外国人登録原票による無作為抽出
- ③ 調査方法 郵送による配布及び郵送による回収
- ④ 調査期間 平成25年10月22日～平成25年11月15日

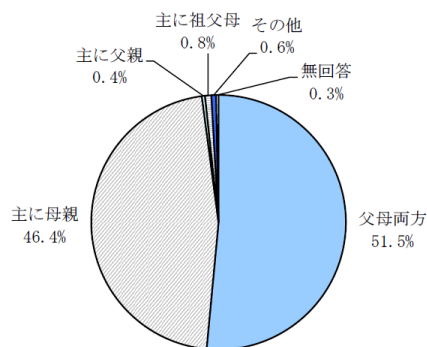
#### (3) 回収結果

調査対象	標本数（発送数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	2,500	1,673	66.9%

#### (4) 主な調査結果

##### ■子育てを主に主に行っている人について

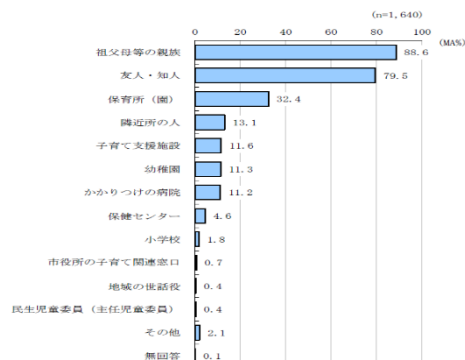
児童の子育てを主に行っている人は、「父母両方」が51.5%で最も割合が高く、次いで「主に母親」46.4%となっています。



(n=1,673)

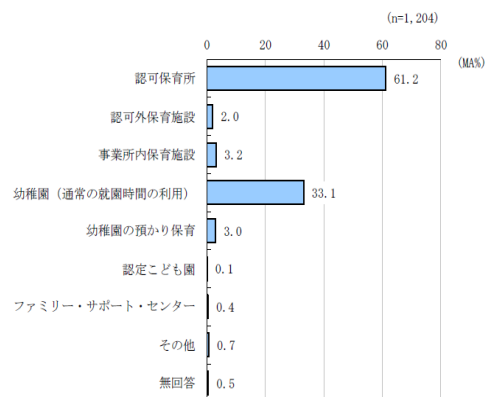
##### ■日頃お子様の子育てに（教育を含む）に関して、気軽に相談できる相手について

子育てをする上で、気軽に相談できる相手は、「祖父母等の親族」が88.6%と最も割合が高く、次いで「友人・知人」79.5%、「保育所（園）」32.4%となっています。



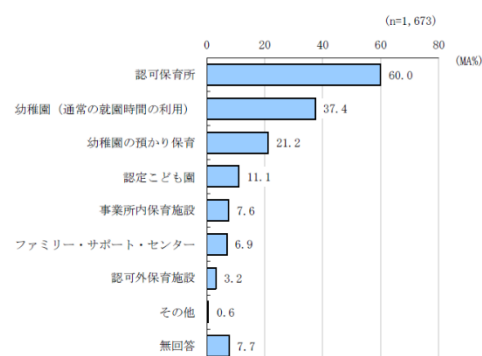
## ■平日利用している教育・保育の事業について

幼稚園や保育所などの利用状況は、「認可保育所」が61.2%で最も割合が高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」33.1%、「事業所内保育施設」3.2%となっています。



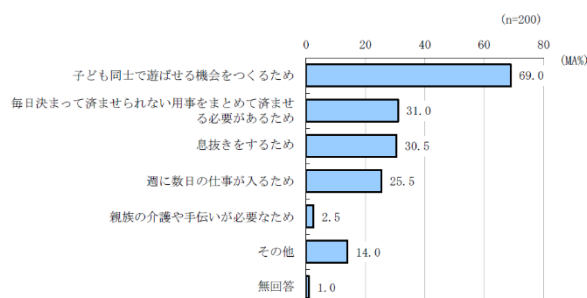
## ■今後「定期的に」利用したい平日の教育・保育の事業について

平日に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が60.0%で最も割合が高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」37.4%、「幼稚園の預かり保育」21.2%となっています。



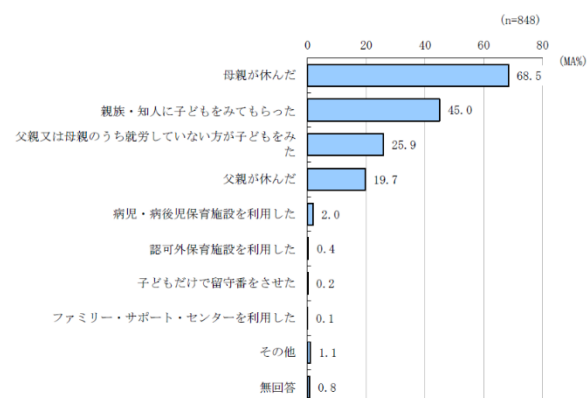
## ■長期の休み期間中、週に数日保育事業を利用したい理由について

週に数日利用したい理由は、「子ども同士で遊ばせる機会を作るため」が69.0%で割合が高く、次いで「毎日決まって済ませられない用事をまとめて済ませる必要があるため」31.0%、「息抜きをするため」30.5%、「週に数日の仕事が入るため」25.5%、「親族の介護や手伝いが必要のため」2.5%、「その他」14.0%となっています。



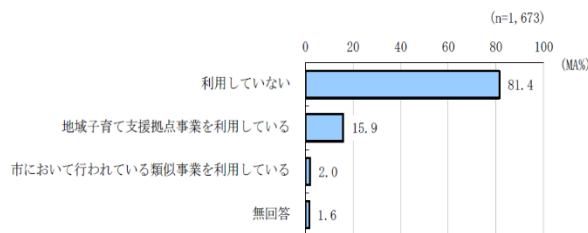
## ■子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった時の対処方法について

病気やケガで通常の事業が利用できなかった時の対処方法は、「母親が休んだ」が68.5%で最も割合が高く、次いで「親族、知人に子どもをみてもらった」45.0%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」25.9%となっています。



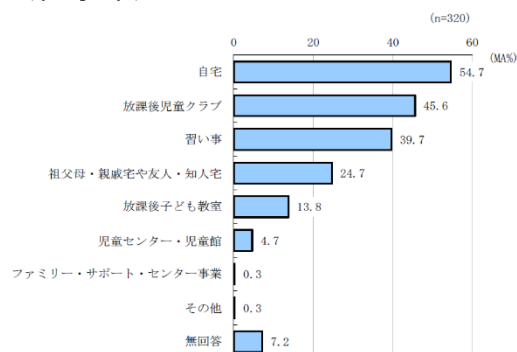
## ■地域子育て支援拠点事業の利用状況について

地域子育て支援拠点事業の利用状況では「利用していない」が81.4%、「地域子育て支援拠点事業を利用している」が15.9%、「市において行われている類似事業を利用している」が2.0%、「無回答」が1.6%となっています。



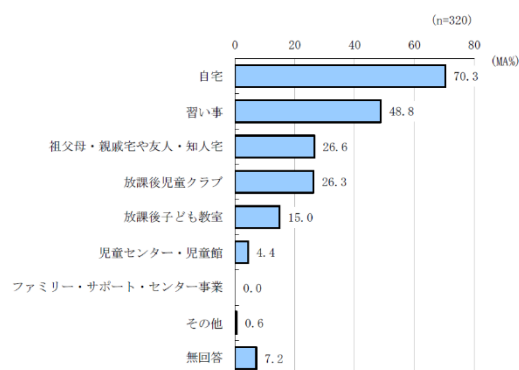
## ■小学校就学後の放課後の過ごさせたい場所について（低学年）

放課後の時間を過ごさせたい場所は、低学年は「自宅」が54.7%と最も割合が高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」45.6%、「習い事」39.7%、「習い事」39.7%となっています。



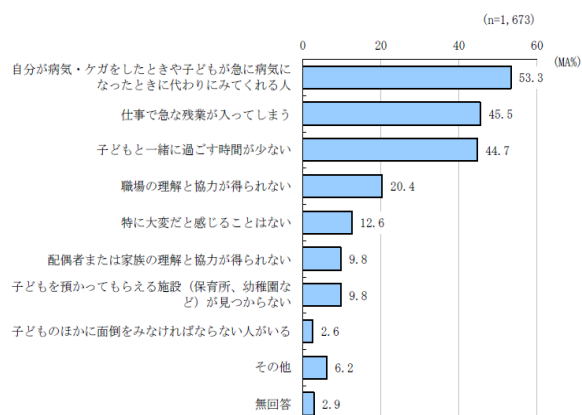
## ■小学校就学後の放課後の過ごさせたい場所について（高学年）

高学年は「自宅」が70.3%と最も割合が高く、次いで「習い事」48.8%、「祖父母、親戚宅や友人、知人宅」26.6%となっています。



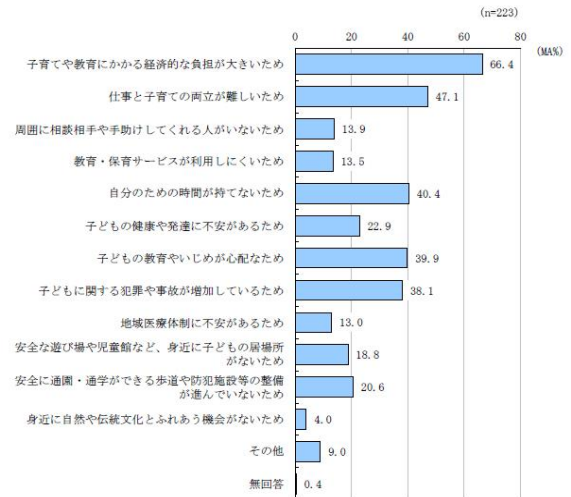
## ■仕事と子育ての両立で大変だと感じることについて

仕事と子育ての両立については、「自分が病気・ケガをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに見てくれる人」が53.3%で最も割合が高く、次いで「仕事で急な残業が入ってしまう」45.5%、「子どもと一緒に過ごす時間が少ない」44.7%、「職場の理解と協力が得られない」20.4%、「特に大変だと感じることはない」12.6%、「配偶者または家族の理解と協力が得られない」9.8%、「子どもを預かってもらえる施設（保育所、幼稚園など）が見つからない」9.8%、「子どものほかに面倒をみなければならない人がいる」2.6%、「その他」6.2%、「無回答」2.9%となっています。



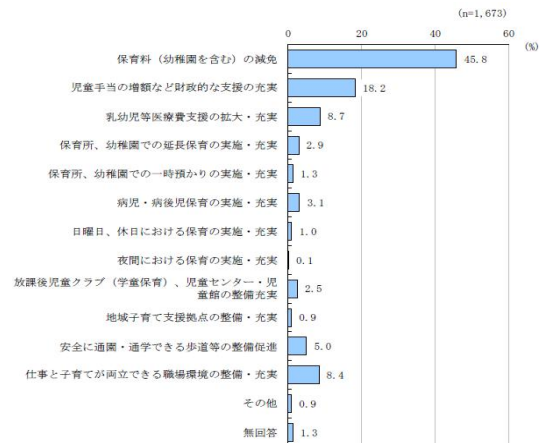
## ■子育ての不安や負担について

子育てについて不安や負担を感じている理由は、「子育てや教育にかかる経済的な負担が大きいため」が66.4%で最も割合が高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいため」47.1%、「自分のための時間が持てないため」40.4%となっています。



## ■一番望む子育て支援について

一番望む子育て支援策は、「保育料（幼稚園を含む）の減免」が45.8%で最も割合が高く、次いで「児童手当の増額など経済的な支援の充実」18.2%、「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備・充実」8.4%となっています。



## 4 新居浜市の現状分析と課題

### ① 家庭の状況

- ・子どものいる世帯での核家族の割合は年々増加し、平成22年では81.6%と約5件に4件の割合で親族と同居していない核家族となっています。
- ・子どものいる世帯でのひとり親の割合は年々増加し、平成22年では21.3%と約5件に1件の割合となっています。
- ・就学前の子どもの保護者の場合、パート・アルバイトで働いている母親の30%以上はフルタイムでの就労を希望しています。
- ・子育ての主体者が父母両方で51.5%となっており、約半数の家庭において父親が子育てに参画しています。
- ・日曜日または祝日の教育・保育事業の利用を希望しない人の割合は、5年前は74%でしたが、今回の調査では81.4%と増加しています。



- 核家族の進展やひとり親家庭の増加により、子育て支援の充実や地域ぐるみによる対応が求められています。
- 就労を希望する母親（特にフルタイム）が、安心して働きながら子育てのできる環境を整える必要があります。
- 男女が協力して子育てできる環境整備が望まれています。
- 子育てをはじめ、家庭生活と仕事の調和を図る必要があります。

### ② 仕事と子育ての両立

- ・就学前の母親の就労状況は、5年前の調査でフルタイムが27.5%であったのに対し、今回の調査では24.0%と減少しています。パート・アルバイトも5年前の調査の30.0%に対し、今回の調査では26.1%と減少しています。逆に、以前は就労していたが現在はしていない人の割合は、5年前の調査の30.2%に対し、今回の調査では38.7%と増加しています。
- ・仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることは、「自分が病気・ケガをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに見てくれる人がいない」が53.3%と最も高くなっています。
- ・子どもが病気やケガで教育・保育事業が利用できないことがあった人の割合は70.4%であり、その際の対処方法は「母親が休んだ」が68.5%と最も高くなっています。
- ・母親のフルタイム就労者の育休・産休中の割合は、5年前が3%だったのに対し、今回の調査では6%と増加しています。
- ・母親が育児休業を取得しなかった理由は「制度がなかった、とりにくい雰囲気があった、知らなかった」が約4割を占めています。
- ・短時間勤務制度を利用しなかった理由では「職場にとりにくい雰囲気があった」が45.1%と最も高く、次いで「配偶者または家族の理解と協力が得られない」「子どもを預かってもらえる施設が見つからない」が上位の理由に挙げられています。





○女性の自己実現を図るためには、子育てしながら安心して働ける職場環境を整える必要があります。

○仕事と子育ての両立支援とともに、安心して子育てと仕事が両立できるように、小児医療や病児・病後児保育の充実が望まれています。

### ③ 一時預かり事業

・「不定期に一時預かり等を利用している」は約12%に対し、「今後利用したい」は、27.5%と高くなっています。



○一時預かりの要望は今後ますます増加傾向となることが予想されることから、受け入れ態勢の確保と充実を図る必要があります。

### ④ 一番望む子育て支援策

・一番望む子育て支援策は、保育料の減免が45.8%と最も高く、順に児童手当の増額、医療費支援の拡大と、上位3つはすべて経済的な支援が占めており、次いで職場環境の整備・充実となっています。



○保育料の減免を含め、幅広い財政支援が望まれています。

○特に、ひとり親家庭に対するニーズを明確にしたうえで、子育て支援と職場環境の整備を図ることが必要です。

### ⑤ 教育・保育事業の状況

・幼稚園や保育所などの利用状況を見ると、幼稚園（通常時間）の利用が、5年前の調査では19.2%であったのに対し、今回の調査では33.1%と増加しています。  
・幼稚園の預かり保育利用状況は3.0%に対し、利用希望は21.2%と非常に高くなっています。



○保育ニーズとともに、幼児期における教育への希望が高まっています。

## ⑥ 地域子育て支援拠点事業

- ・地域子育て支援拠点事業の利用状況を見ると、5年前の調査では4%の利用状況であったのに対し、今回の調査では15.9%と増加しています。さらに、これまで利用したことはないが、今後利用したいと回答した人の割合は22.6%となっています。



- 地域子育て支援拠点事業の利用については、今後ますます増加傾向が予想されることから、受け入れ態勢の確保と充実を図るとともに、さらなる利用促進が必要です。

## ⑦ 子育てに対する不安感や負担感

- ・理想とする子どもの人数は「3人」と回答した人が50.6%と最も高くなっているが、現実には2人以下という状況です。その理由として「経済的負担が大きいため」とした人が66.4%となっており、次いで「仕事と子育ての両立が難しい」が47.1%となっています。
- ・子育ての負担感では「自分の時間が持てない」が5年前の調査では27%だったものが、40%と大きく増加しています。



- 出生率を上げるためにも、子育てに対する不安感や負担感を取り除くためのサポート体制が必要です。
- 価値観が多様化している中でも、自分の時間が持てないことや子育ての負担感以上の子育ての喜びや生きがいを伝える機会をつくり出すことが必要です。

## ⑧ 子育て全般

- ・子育てに強い不安や負担を感じている人の割合は、13.3%となっています。
- ・子育てに喜びや楽しみを感じている人の割合は、66.6%となっています。そのうちフルタイムの母親では68.1%が喜びを感じているのに対し、就労したことがない親では58%の人しか喜びを感じることができていません。



- 子育てに強い不安や負担を感じている13.3%の人が孤立しないための相談窓口やサポート体制の充実が求められています。
- 親自身が自己肯定感を持ち、しっかりと子どもと向き合い、子育ての喜びを感じつつ子育て力を高める取り組みが必要です。

## ■ 新居浜市の課題

### (1) 市全体で取り組むべき少子化の歯止め

- ①自由さや気楽さを失いたくないため、未婚のケースが増えていること。
- ②子育てに対して不安や負担（経済的・精神的）を感じていること。
- ③核家族及びひとり親家庭が増加していること。
- ④理想の子どもの人数と実態との間に乖離が生じていること。

### (2) 家庭における子育て力の向上

- ①家庭環境や家族形態の変化により、家庭での「子育て力」が低下していること。
- ②家庭にとって、地域や関係機関等からの支援を受けやすい環境を整備すること。
- ③保護者からの要望が多様化していること。

### (3) 幼児期における多様な教育・保育・子育て支援態勢の整備・充実

- ①幼児期の教育に対する希望が増加していること。
- ②一時預かり事業（幼稚園の預かり保育を含む）、地域子育て支援事業、病児・病後児保育事業に対する希望が増加していること。
- ③一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行うための、加配保育士の配置及び職員の資質向上を図ること。
- ④発達障がいについては、社会的な理解が十分に進んでいないことから、適切な情報の周知や家族支援を行うなど、関係機関との連携を密にして支援体制を整備すること。

### (4) 仕事と子育ての両立支援の推進

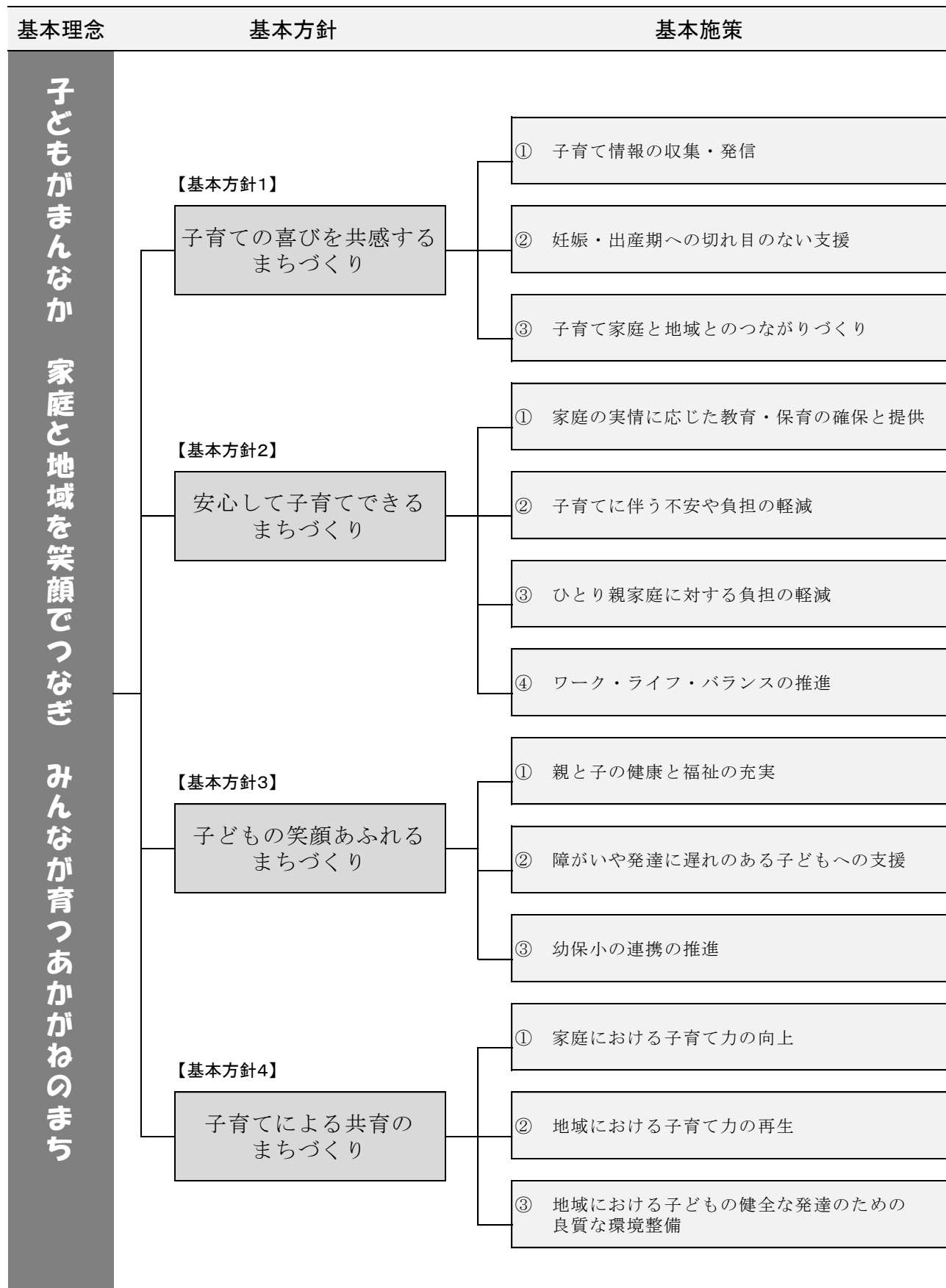
- ①仕事と子育ての両立支援が大変だと感じている人の割合が増えていること。
- ②子育てに対する職場の理解と協力が得られていないと感じている人が多いこと。
- ③次世代育成支援対策推進法が延長され、ワーク・ライフ・バランスのより一層の取組を推進すること。

### (5) 子育てを通じた地域の活性化

- ①住み慣れた地域において、幼児期における子どもが健やかに育つ環境を整備すること。
- ②すべての家庭が子育ての喜び・楽しみや生きがいを感じつつ、地域の方々の理解・協力を得ながら、地域とのつながりを持つことによって、子育てを通じた地域コミュニティの再生を推進すること。

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1 計画体系図



## 1 子育ての喜びを共感するまちづくり

① 子育て情報の収集・発言		
No.1	子育て支援に関する情報の提供	
No.2	子育て支援に関する窓口の一元化	
No.3	両親学級の開催	
No.4	妊婦・乳幼児期の食育に関する情報提供	
No.5	子育て支援相談体制の充実	☆

② 妊娠・出産期への切れ目のない支援		
No.6	母子健康手帳の交付	
No.7	乳児家庭全戸訪問事業の実施	
No.8	子育てネットワーク事業の実施	

③ 子育て家庭と地域とのつながりづくり		
No.9	子育てサロン事業の実施	
No.10	地域ボランティアによる見守り活動の推進	
No.11	子育てに関するNPO等各種市民活動団体への支援	
No.12	エンゼルヘルパー事業の推進	☆
No.13	校区别子ども・子育て会議の設置	★
No.14	保護者が気軽に集い、意見を出し合える場の設置	★
No.15	子育て家庭応援プロジェクト事業の推進	★

## 2 安心して子育てできるまちづくり

① 家庭の実情に応じた教育・保育の確保と提供		
No.16	教育・保育の量的確保と質的向上	
No.17	預かり保育・延長保育事業の実施	
No.18	一時預かり事業の充実	
No.19	休日保育事業の実施	
No.20	認定こども園等の整備	★
No.21	地域子育て支援拠点の充実	☆
No.22	保育士人材バンクの活用	★

(★印は新規事業、☆印は重点事業)

② 子育てに伴う不安や負担の軽減		
No.23	家庭児童相談の充実	
No.24	乳幼児相談の充実	
No.25	ほっとコーナーの実施	
No.26	地域子育て支援拠点事業の充実	再掲
No.27	ファミリー・サポート・センター事業の充実	☆
No.28	放課後児童健全育成事業の充実	☆
No.29	子育て短期入所生活援助(ショートステイ)事業の実施	
No.30	夜間養護等(トワイライトステイ)事業の実施	
No.31	乳幼児健康支援デイサービス事業の充実	☆
No.32	休日夜間急患センターの運営	
No.33	在宅当番医制の運営	
No.34	障がい児タイムケア事業の実施	
No.35	日中短期入所事業の実施	
No.36	障がい児家庭への各種手当の支給	
No.37	自立支援給付事業の実施	
No.38	障がい児通所支援事業の実施	
No.39	障がい児相談支援の実施	
No.40	児童手当の支給	
No.41	就学前医療費の助成	
No.42	幼稚園就園奨励補助金の給付	
No.43	特定不妊治療費の助成	
No.44	保育料等利用者負担の見直し	
No.45	子育て用品リユース・リース事業の推進	☆
No.46	三世代同居または家庭内保育世帯に対する支援	★

③ ひとり親家庭に対する負担の軽減		
No.47	児童扶養手当の支給	
No.48	母子家庭医療費の助成	
No.49	母子・父子寡婦福祉資金の貸付	
No.50	母子家庭自立支援給付金事業の実施	
No.51	母子及び父子家庭小口資金の貸付	
No.52	母子・父子相談の充実	
No.53	子育て支援相談体制の充実	再掲

④ ワーク・ライフ・バランスの推進		
No.54	若者の就業意識や子育てに関する意識の啓発	
No.55	男女が働きやすい環境の実現に向けたセミナーの開催	
No.56	職業生活・家庭生活相談の充実	
No.57	ハローワーク・商工会議所・市内企業等との連携	
No.58	職場参観・ファミリーデーの設定	★
No.59	子育て応援企業・男女共同参画推進事業の認定	★

### 3 子どもの笑顔あふれるまちづくり

① 親と子の健康と福祉の充実		
No.60	妊婦一般健康診査の実施	
No.61	乳児家庭全戸訪問事業の実施	再掲
No.62	乳児一般健康診査の実施	
No.63	幼児健康診査の実施	
No.64	養育支援訪問事業の実施	
No.65	予防接種の実施	
No.66	産科医等確保支援事業の実施	☆
No.67	児童虐待の早期発見・予防の充実	☆
No.68	食育推進計画に基づく食力（しょくじから）の推進	☆

② 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援		
No.69	発達相談の実施	
No.70	障がい児保育事業の充実	
No.71	障がい児通所支援事業の実施	再掲
No.72	発達支援の推進	
No.73	特別支援教育の推進	
No.74	障がい児タイムケア事業の実施	再掲
No.75	日中短期入所事業の実施	再掲
No.76	障がい児家庭への各種手当の支給	再掲
No.77	自立支援給付事業の実施	再掲
No.78	経過観察児童フォローアップ事業の実施	再掲
No.79	地域における療育支援体制の整備	★

③ 幼保小の連携の推進		
No.80	幼保小連携推進協議会の機能強化	
No.81	幼保小連携推進モデル事業の実施	★
No.82	幼保小の教職員の連携強化	★
No.83	子どもへの暴力防止活動の推進	★

### 4 子育てによる共育のまちづくり

① 家庭における子育て力の向上		
No.84	出前講座（生涯学習まちづくり市民講座）の実施	
No.85	生涯学習大学（児童・親子対象講座）の実施	
No.86	女性総合センターにおける子育て講座の実施	
No.87	公民館における家庭教育講座の実施	
No.88	男性参画による子育てサポートの推進	
No.89	ブックスタート事業の実施	
No.90	子育て事例集（がっく）の作成	★
No.91	イクメンのすすめ	★
No.92	イクジョイ・イクバア孫育て教室の開催	★

② 地域における子育て力の再生		
No.93	要保護児童対策地域協議会の充実	
No.94	子ども会等地域活動の充実	
No.95	保育所地域活動事業の充実	
No.96	地域子育て人材バンクの活用	★
No.97	地域子育て支え合い推進事業の実施	★

③ 地域における子どもの健全な発達のための良質な環境整備		
No.98	児童センター・児童館・図書館の活用	
No.99	教育・保育施設等の活用	
No.100	放課後子ども教室の実施	☆
No.101	放課後まなび塾の実施	☆
No.102	保育園の地域開放（保育園へ行こうデーなど）	★
No.103	子育て支援イベントの開催	★

## 2 基本理念

### **子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち**

新居浜市次世代育成支援行動計画（前期計画）においては、「子どもの目 親の目 地域の目 みんなの輝き 未来につなぐまち」を基本理念と定めて、各種施策を進めてきました。本計画においても当該計画の流れを引き継ぎながら、未来を担う子どもたちのため、また地域社会を構成する全ての人を対象とした計画としています。

現在、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化など家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤独感を感じる家庭は少なくないことから、それらを解消し、子どもを産み育てやすい環境をつくるため、社会全体で子ども・子育てを支援する支え合いの仕組みを構築することが重要です。

子どもの笑顔は、素直さや自己肯定感を育むため、その笑顔を引き出し、子どもの健やかな育ちに合わせて、子どもを取り巻く保護者や地域の方々、ひいては社会全体に笑顔の輪が広がることにより、みんなが育ち、支え合うまちづくりを目指そうとする「子どもがまんなか 家庭と地域を笑顔でつなぎ みんなが育つあかがねのまち」を基本理念とします。



### 3 基本方針

基本理念を実現するための、平成27年度からの5年間の基本方針を次のとおりとし、それぞれの内容を一言で言い表すキーワードと、主旨を伝えるメッセージとしてのキーフレーズを定めました。

#### 【基本方針1】 子育ての喜びを共感するまちづくり

(キーワード) 共 感

- (キーフレーズ)
- 子育ての原点は家庭にあり
  - 子育ての喜びや楽しみを知る・伝える

#### 【基本方針2】 安心して子育てできるまちづくり

(キーワード) 安 心

- (キーフレーズ)
- 子ども・子育て支援の量的拡大と質的改善
  - 仕事と子育ての両立支援

#### 【基本方針3】 子どもの笑顔あふれるまちづくり

(キーワード) 笑 顔

- (キーフレーズ)
- 子どもがまんなか
  - 子どもの最善の利益の実現

#### 【基本方針4】 子育てによる共育のまちづくり

(キーワード) 共 育

- (キーフレーズ)
- 共に学び、共に育つ
  - 子育てによる地域の活性化

## 第4章 子ども・子育て支援事業計画の基本施策

### 1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の区域は、基本的記載事項として地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

本市においては、規模別に分けた場合に、①新居浜市全体②川西・川東・上部の3ブロック③中学校区④小学校区の4つのエリアとなります。そのうち、現状の保育所・幼稚園・その他施設の配置状況、各地域の歴史的経緯や校区間の利用実態などを踏まえて、②の川西・川東・上部ブロックに分けることを基本とし、さらに上部ブロックを西と東に分けた4区域に設定することとします。

#### ■圏域設定

圏域	0～5歳児人口	小学校数	学校名	中学校数	学校名
川西地区	2,014人	6校	新居浜小・宮西小・金子小・金栄小・惣開小・若宮小	3校	北中・南中・西中
川東地区	1,748人	5校	高津小・浮島小・神郷小・多喜浜小・垣生小	2校	東中・川東中
上部西地区	1,166人	2校	中萩小・大生院小	2校	中萩中・大生院中
上部東地区	1,629人	4校	泉川小・船木小・角野小・別子小	4校	泉川中・船木中・角野中・別子中

### 2 幼児期における学校教育・保育の提供

#### (1) 認定区分と提供施設

市内に在住する0～5歳の子どもについて、現在の保育所・幼稚園の利用状況に利用希望を加味して、国の定める以下の3つの区分で認定を行います。

認定区分	利用施設	利用対象	対象児童年齢
1号認定 教育標準時間認定	認定こども園・幼稚園	専業主婦(夫)家庭、短時間就労家庭	3～5歳
2号認定 保育短時間認定 保育標準時間認定	認定こども園・保育所	保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	3～5歳
3号認定 保育短時間認定 保育標準時間認定	認定こども園・保育所・地域型保育事業※	保育の必要性の認定を受けた3歳未満の子ども	0～2歳

## ※地域型保育事業

事業区分	特色	対象年齢	利用時間	利用できる保護者
<b>地域型保育事業</b> ※①～④の4つの事業所あり	保育所より少人数の単位で、就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	0～2歳	主に夕方までの保育 ※居宅訪問型保育は親の就労に合わせ、夜間等もあり	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
① 家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を実施			
② 小規模保育	少人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施			
③ 居宅訪問型保育	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合など、保護者の自宅で1対1の保育を実施			
④ 事業所内保育	会社の保育施設等で従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育			

## 地域子ども・子育て支援事業

No	対象事業(地域子ども・子育て支援事業)	対象児童年齢
1	時間外保育事業(預かり保育・延長保育)	0～5歳
2	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
3	病児・病後児保育事業	0～5歳、1～6年生
4	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
5	放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業	0～18歳
7	妊婦健康診査事業	-
8	乳児家庭全戸訪問事業	0～2歳
9	養育支援訪問事業	0～18歳
10	子育て支援活動支援事業	-
11	利用者支援事業	-

## (2) 幼児期における教育・保育の見込み量と確保方策

### 1) 特定教育・保育

【1号認定:3-5歳(教育のみ)】

新居浜市全域(単位:人)		実績		実施時期									
		平成25年実績		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
<b>①量の見込み(必要利用定員総数)</b>				984		969		956		965		973	
内訳	川西地区			302		299		295		298		300	
	川東地区			262		258		255		257		259	
	上部西地区			175		171		168		170		172	
	上部東地区			245		241		238		240		242	
<b>②確保の方策</b>	<b>教育・保育施設</b>	11施設	1,423	10施設	1,470	8施設	1,300	8施設	1,300	7施設	1,000	7施設	1,000
	うち確認を受けない幼稚園			10施設	1,470	8施設	1,300	8施設	1,300	7施設	1,000	7施設	1,000
	認定こども園			1施設	95	3施設	265	3施設	265	4施設	545	4施設	545
内訳	川西地区			835		835		835		835		835	
	川東地区			250		250		250		250		250	
	上部西地区			170		170		170		170		170	
	上部東地区			310		310		310		310		310	
<b>②-①</b>				581		596		609		580		572	

【2号認定:3-5歳(保育の必要性有り・教育希望が強い)】

新居浜市全域(単位:人)		実績		実施時期									
		平成25年実績		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
<b>①量の見込み(必要利用定員総数)</b>				1,548		1,525		1,506		1,519		1,533	
内訳	川西地区			476		471		466		468		472	
	川東地区			413		407		402		406		409	
	上部西地区			275		269		265		268		272	
	上部東地区			384		378		373		377		380	
<b>②確保の方策</b>	うち教育希望が強い			1施設	10	3施設	40	3施設	40	4施設	60	4施設	10
	教育・保育施設	26施設	2,734	25施設	1,644	25施設	1,644	25施設	1,644	25施設	1,644	25施設	1,644
内訳	川西地区			493		493		493		513		513	
	川東地区			423		423		423		423		423	
	上部西地区			315		345		345		345		345	
	上部東地区			423		423		423		423		423	
<b>②-①</b>				106		159		178		185		171	

【3号認定:0-2歳(保育のみ)】

新居浜市全域 (単位:人)		実施時期											
		平成25年実績		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
		0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児
<b>①量の見込み (必要利用定員総数)</b>				251	892	254	906	252	898	251	891	249	880
内訳	川西地区			77	274	78	279	78	276	78	275	78	273
	川東地区			67	238	68	241	68	239	68	237	68	234
	上部西地区			45	158	45	161	44	159	43	157	42	154
	上部東地区			62	222	63	225	62	223	62	222	61	219
<b>②確保の方策:教育・保育施設 (必要利用定員総数)</b>		26施設		27施設 (認定こども園1施設含)		29施設 (認定こども園3施設含)		29施設 (認定こども園3施設含)		30施設 (認定こども園4施設含)		30施設 (認定こども園4施設含)	
		2,734		240	876	248	898	248	898	248	898	248	898
内訳	川西地区			61	266	61	266	61	266	61	266	61	266
	川東地区			69	268	69	268	69	268	69	268	69	268
	上部西地区			53	152	61	174	61	174	61	174	61	174
	上部東地区			57	190	57	190	57	190	57	190	57	190
<b>②確保の方策:地域型保育事業 (必要利用定員総数)</b>				4施設		4施設		4施設		4施設		4施設	
				16	32	16	32	16	32	16	32	16	32
内訳	川西地区			8	16	8	16	8	16	8	16	8	16
	川東地区			2	3	2	3	2	3	2	3	2	3
	上部西地区			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上部東地区			6	13	6	13	6	13	6	13	6	13
<b>②-①</b>				5	16	10	24	12	32	13	39	15	50

(3) 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

1) 時間外保育事業(預かり保育・延長保育)

幼稚園の教育時間終了後に預かり保育を、また保育園の通常保育時間終了後に延長保育を実施する事業です。

(単位:人)	平成25年実績	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
		幼稚園	保育園	幼稚園	保育園	幼稚園	保育園	幼稚園	保育園	幼稚園	保育園
①量の見込み		837	905	825	902	814	894	821	895	828	896
②確保の内容:教育・保育施設	—	1,150	1,050	1,150	1,050	1,150	1,050	1,150	1,050	1,150	1,050
:地域型保育事業	—	0	0	0	30	0	40	0	40	0	40
差引増減(②-①)		458		503		532		524		516	

## 2) 一時預かり事業

育児疲れの解消や緊急時の保育など、一時的に家庭での育児が困難となった児童を預かる事業です。

(単位:人)	平成25年 実績	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
		2号認定 (定期的利用)	その他 (定期的以外)	2号認定 (定期的利用)	その他 (定期的以外)	2号認定 (定期的利用)	その他 (定期的以外)	2号認定 (定期的利用)	その他 (定期的以外)	2号認定 (定期的利用)	その他 (定期的以外)
①量の見込み		4,163	4,929	4,101	4,921	4,047	4,878	4,082	4,885	4,119	4,888
②確保の内容:教育・保育施設	3,372	4,212	50	4,212	50	4,212	50	4,212	50	4,212	50
:地域型保育事業	0	0	0	0	30	0	40	0	40	0	40
:地域子ども子育て支援事業	3,155	0	3,626	0	4,138	0	4,962	0	4,962	0	4,962
差引増減(②-①)		49	▲1,253	111	▲703	165	174	130	167	93	164

## 3) 病児・病後児保育事業

病気のため集団保育や通学が困難な児童を、就労等により家庭で保育できない保護者に代わって一時的に預かる事業です。

(単位:人)	平成25年 実績	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
		病児病後児保育	ファミリー・サ ポート・センター	病児病後児保育	ファミリー・サ ポート・センター	病児病後児保育	ファミリー・サ ポート・センター	病児病後児保育	ファミリー・サ ポート・センター	病児病後児保育	ファミリー・サ ポート・センター
①量の見込み[年]		1,979		1,974		1,957		1,960		1,961	
②確保の内容	—	1,040	0	1,040	0	2,340	0	2,340	0	2,340	0
差引増減(②-①)		▲939		▲934		383		380		379	

## 4) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育て中の親子の交流を促進したり、また相談・援助の実施や関連情報を提供するとともに、子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施する事業です。

(単位:人)	平成25年 実績	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
		地域子育て支援センター 子育てひろば	地域子育て支援センター 子育てひろば	地域子育て支援センター 子育てひろば	地域子育て支援センター 子育てひろば	地域子育て支援センター 子育てひろば
①量の見込み[年]		11,147	11,249	11,200	11,140	11,057
②確保の内容	11,690	18,200	18,200	18,200	18,200	18,200
差引増減(②-①)		7,053	6,951	7,000	7,060	7,143

## 5) 放課後児童健全育成事業

就労等の理由により昼間保護者のいない児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図る事業です。

(単位:人)	平成25年 実績	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
		低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
①量の見込み[年]		1,138	589	1,160	567	1,155	577	1,122	593	1,106	605
②確保の内容	967	1,138		1,160		1,155		1,122		1,106	
差引増減(②-①)		▲ 589		▲ 567		▲ 577		▲ 593		▲ 605	

※高学年の受け入れについては、放課後まなび塾や放課後子ども教室の拡充を考えています。

## 6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や就労あるいは社会的理由により家庭での養育が一時的に困難になったときに、児童養護施設及び母子生活支援施設において養護・保護する事業です。

(単位:人)	平成25年 実績	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
		ショートステイ・ トワイライトステイ	ショートステイ・ トワイライトステイ	ショートステイ・ トワイライトステイ	ショートステイ・ トワイライトステイ	ショートステイ・ トワイライトステイ
①量の見込み[年]		20	20	20	20	20
②確保の内容	0	20	20	20	20	20
差引増減(②-①)		0	0	0	0	0

## 7) 妊婦健康診査事業

胎児の異常を早期に発見し、適切に対応することにより、妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安心して出産を迎えるために実施する事業です。

(単位:人)	平成25年 実績	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
		0歳児人口	0歳児人口	0歳児人口	0歳児人口	0歳児人口
①量の見込み[年]		1,060	1,054	1,053	1,043	1,031
②確保の内容	1,593	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
差引増減(②-①)		540	546	547	557	569

※ニーズ調査によらずに算出する事業

## 8) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境を把握するとともに、不安や悩みに対する助言・相談や情報提供を行う事業です。

(単位:人)	平成25年 実績	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
		0歳児人口	0歳児人口	0歳児人口	0歳児人口	0歳児人口
①量の見込み[年]		1,060	1,054	1,053	1,043	1,031
②確保の内容	974	1,060	1,054	1,053	1,043	1,031
差引増減(②-①)		0	0	0	0	0

※ニーズ調査によらずに算出する事業

## 9) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を早期に発見することにより、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

(単位:件)	平成25年 実績	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
		養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業
①量の見込み[年]		550	550	550	550	550
②確保の内容	524	550	550	550	550	550
差引増減(②-①)		0	0	0	0	0

※ニーズ調査によらずに算出する事業

## 10) 子育て支援活動支援事業

育児援助を受けたい人と援助したい人で相互に援助し合うことで、就労者が仕事と家庭を両立し、安心して働くことができるよう支援するとともに、専業主婦家庭等の子育て支援を行う事業です。

(単位:件)	平成25年 実績	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
		ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター	ファミリー・サポート・センター
①量の見込み[年]		3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
②確保の内容	3,155	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
差引増減(②-①)		0	0	0	0	0



## 11) 利用者支援事業

子どもまたは保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位:施設)	平成25年 実績	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
		利用者支援事業	利用者支援事業	利用者支援事業	利用者支援事業	利用者支援事業
①量の見込み[年]		-	-	-	-	-
②確保の内容	-	1施設	2施設	3施設	3施設	3施設
差引増減(②-①)		-	-	-	-	-

### 3 基本方針及び基本施策の取り組み

#### 1) 子育ての喜びを共感するまちづくり

- ①子育て情報の収集・発信
- ②妊娠・出産期家庭への切れ目のない支援
- ③子育て家庭と地域とのつながりづくり

#### ■現状の課題と施策方針

日本での急速な少子化の要因として、未婚化・晩婚化が挙げられており、その大きな原因は、女性が社会で活躍する機会が増えたことと、もう1点は独身の自由さや気楽さを失いたくないと考える人が増えたことであると言われていています。子育てにおける人格形成の原点は家庭ですが、家庭環境や家族のあり方が変化したことにより、その中で育った世代の結婚観や価値観の変化が結婚を躊躇させているものと思われま

す。新居浜市においても、人口減、未婚率の上昇や出生数の減少などの傾向が続いており、転勤族を含めた子育て家庭に向けて、様々な子育て支援制度を市報、ホームページ、その他広報により情報発信していますが、対象となる人が情報を得られず、必要なサービスを受けられていない状況が見られます。

それらを踏まえたうえで、今後はわかりやすい情報提供や窓口の一元化などを行うとともに、根本的な課題としては、女性の結婚や出産をサポートする体制を充実させることにより、出産・育児や子どもたちとの関わりによって得られる喜びや楽しみ、生きがいなど人生を豊かにすることの素晴らしさについて、次世代を含む親に伝えることが必要です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会の持続的な発展に欠かすことができないことから、子どもの笑顔や孫の笑顔、それらを地域社会みんなで共感できるまちをつくるための取り組みを進めます。

① 子育て情報の収集・発信

No	事業名	実施内容	担当課
No.1	子育て支援に関する情報の提供 [実施目標]	子育て家庭が必要としている情報を取りまとめ、わかりやすく情報提供します。 ○育児を応援する行政サービス情報ガイド「ママフレWebサイト」による情報提供	子育て支援課
No.2	子育て支援に関する窓口の一元化 [実施目標]	子育て支援に関する窓口の一元化を図り、各課所や関係機関・団体等に取り組んでいる各種施策を集約し、情報発信します。 ○子育て支援に関する窓口の一元化 ○子育て関連情報の集約・発信	子育て支援課
No.3	両親学級・育児学級の開催 [実施目標]	妊娠・出産・育児の知識の習得とともに、仲間づくりをめざし、妊婦とその家族を対象としたコース学習を実施します。 ○両親学級・育児学級の継続実施	保健センター
No.4	妊婦・乳幼児期における食育の情報提供 [実施目標]	両親学級（妊婦）・乳児相談・幼児健診（1歳6か月児・3歳児）等において、妊婦・乳幼児期からの食の重要性や正しい食習慣を身につけるための情報を提供します。 ○妊婦・乳幼児期からの食育情報の提供	保健センター
No.5	子育て支援相談体制の充実強化 [実施目標]	子育て家庭の身近な地域において、必要とされる情報提供・相談・助言等を行うための環境整備や関係機関との連絡調整機能を強化するためのキーパーソンとなる子育て相談員等の人材育成などを行います。 ○利用者支援事業の実施 H29 1か所 H31 3か所	子育て支援課

② 妊娠・出産期家庭への切れ目のない支援

No	事業名	実施内容	担当課
No.6	母子健康手帳の交付  [実施目標]	妊娠の届出により、母子健康手帳を交付し、妊娠から出産まで安心して健康に過ごせるよう、保健指導を行います。  ○母子健康手帳交付の継続実施	保健センター
No.7	乳児家庭全戸訪問事業の実施  [実施目標]	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し全戸訪問を行い、育児不安が解消されるように相談等に応じます。  ○乳児家庭全戸訪問事業の継続実施 H29 1,053人 H31 1,031人	保健センター
No.8	子育てネットワーク事業の実施  [実施目標]	生後3～5か月頃の家庭に対して、主任児童委員等が見守り訪問等による支援活動を行います。  ○子育てネットワーク事業の継続実施	保健センター

③ 子育て家庭と地域とのつながりづくり

No	事業名	実施内容	担当課
No.9	子育てサロン事業の充実  [実施目標]	各公民館等において、主任児童委員が主となり地域福祉関係者の参加・協力を得て、地域の子育てをしている保護者と婦人会や自治会などの子育て経験者との交流の場をつくります。  ○市内各校区における子育てサロン事業の継続実施	地域福祉課
No.10	地域ボランティアによる見守り活動の推進  [実施目標]	学校や地域との連携を深め、登下校時における子どもの見守り活動や声かけ運動などを行い、交通事故や犯罪等からの被害防止に努めます。  ○市内小学校区（18校区）における地域ボランティアによる見守り活動の継続実施	社会教育課
No.11	子育てに関するNPO等各種市民活動団体への支援  [実施目標]	子育てに関する各種市民活動団体のネットワーク化等を支援します。  ○各種市民活動団体支援の継続実施	市民活動推進課
No.12	エンゼルヘルパー事業の推進  [実施目標]	妊娠・出産期にある家庭に対して、必要に応じてヘルパーを派遣します。  ○エンゼルヘルパー事業の継続実施	子育て支援課
No.13	校区別子ども・子育て会議の設置  [実施目標]	市内各校区において、地域と子育て家庭を結び付けるための組織化を図ります。  ○市内各校区において、子育て支援の推進母体となる組織の設置運営	子育て支援課
No.14	保護者が気軽に集い、意見を出し合える場の設置  [実施目標]	子育て世代の保護者が気軽に集まることができる機会を設け、ざっくばらんに意見や感想を出し合う中で、子育てにおける生の声や問題点を顕在化し、解決に向けた端緒とするとともに、保護者同士の緩やかなネットワークづくりを進めます。  ○いはいま子育て部ミーティング（茶話会）の継続実施	男女共同参画課
No.15	子育て家庭応援プロジェクト事業の推進  [実施目標]	子育て支援及び少子化対策に資するため、本市の特性と保護者ニーズに合致した包括的で有効な政策を推し進めます。  ○子育て家庭応援パスポート制度の実施	子育て支援課

## 2) 安心して子育てできるまちづくり

- ①家庭の実情に応じた教育・保育の確保と提供
- ②子育てに伴う不安や負担の軽減
- ③ひとり親家庭に対する負担の軽減
- ④ワーク・ライフ・バランスの推進

### ■現状の課題と施策方針

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに対する周囲の助けを求めにくい状況が見られるだけでなく、父親の家事や育児への関わりが十分ではない中、子育てが孤立化し、母親の負担感は増大しています。

喜びや楽しみを持ちながら安心して子育てをするためには、社会全体で子育てを支援することと合わせて、子育ての場の基本単位である家庭において、男女が互いに良きパートナーとして、家事や育児を共に担い合うことが期待されます。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」によりますと、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」であると定義されています。国は、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に取り組んでいるものの、仕事と子育ての両立には依然として大きな負担が伴います。

本市においても、仕事と子育ての両立が大変だと感じている人の割合が8割を超えるとともに、核家族世帯の5人に1人がひとり親家庭となっています。

これらを踏まえたうえで、事業量の見込みに基づく量的拡大と質的改善を図るとともに、多様なニーズに柔軟に対応しながら、利用者の視点に立ったサービスの質の向上、さらには社会や企業に対する仕事と子育ての両立支援への理解を促進するとともに、将来親となる若い世代に対して、家庭や社会での男女のあり方や男女共同参画社会の重要性を理解してもらうための取り組みを進めます。

① 家庭の実情に応じた教育・保育の確保と提供

No	事業名	実施内容	担当課
No.16	教育・保育の量的確保と質的向上 [実施目標]	保護者の就労等により保育に欠ける子どもを保育します。 ○通常保育・障がい児保育・休日保育事業の継続実施	子育て支援課
No.17	預かり保育・延長保育事業の実施 [実施目標]	私立幼稚園・私立保育所・認定こども園において、開園時間を延長し、就労している家庭の実態に応じたサービスを提供します。 ○預かり保育・延長保育事業の継続実施	子育て支援課
No.18	一時預かり事業の実施 [実施目標]	1歳以上の未就学児であって、保護者の就労や傷病、私的理由等により緊急または一時的に保育を必要とする子どもを預かります。 ○一時預かり事業の継続実施及び拡充	子育て支援課
No.19	休日保育事業の実施 [実施目標]	日曜日及び祝祭日において、保育を必要とする家庭を支援するため、休日保育サービスを実施します。 ○休日保育事業の継続実施 H29 1施設 [利用定員10人/日] H31 1施設 [利用定員10人/日]	子育て支援課
No.20	認定こども園の整備 [実施目標]	多様な教育・保育施設の確保を図ります。 ○認定こども園の整備充実 H29 1施設 H31 4施設	子育て支援課
No.21	地域子育て支援拠点の充実 [実施目標]	子育て家庭のニーズに対応した施設機能の充実・強化を図ります。 ○地域子育て支援拠点の充実 H29 7施設 H31 7施設	子育て支援課
No.22	保育士人材バンクの活用 [実施目標]	保育士不足を解消につなげ、保育士の安定的な確保を図り、柔軟な保育の提供体制を整備します。 ○保育士人材バンクの設置及び活用	子育て支援課

② 子育てに伴う不安や負担の軽減

No	事業名	実施内容	担当課
No.23	家庭児童相談の充実  [実施目標]	子育て支援課に家庭児童相談室を設置し、家庭環境、児童養育、児童虐待等について相談に応じるとともに、児童相談所との連携のもとに、適切な対応を行います。  ○家庭児童相談の充実	子育て支援課
No.24	乳幼児相談の充実  [実施目標]	5か月児健康相談を月2回、おおむね1歳までの乳児を対象に、乳児相談を月1回実施します。また、保健師、栄養士、歯科衛生士により、個別の相談やダイヤル相談も実施します。  ○乳幼児相談の充実	保健センター
No.25	ほっとコーナーの実施  [実施目標]	主任児童委員が相談の受け手となり、不登校の子ども親の悩みや相談に応じます。また、個別の相談にこたえ、子育ての不安解消や、児童へのサポートを行います。  ○ほっとコーナーの継続実施	地域福祉課
No.26	地域子育て支援拠点の充実【再掲】  [実施目標]	子育て家庭のニーズに対応した施設機能の充実・強化を図ります。また小学校4年生は、長期休みのみ受け入れます。  ○地域子育て支援拠点の充実 H29 7施設 H31 7施設	子育て支援課
No.27	ファミリー・サポート・センター事業の充実  [実施目標]	子育てを支援するために、「子育ての手助けをしてほしい人」（依頼会員）と「子育ての手助けができる人」（提供会員）が地域のなかで相互援助を行います。  ○ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育て支援課
No.28	放課後児童健全育成事業の充実  [実施目標]	両親が就労などにより昼間家庭にいない、小学校1～3年生の子どもを対象として、学校の余裕教室等を活用して、生活と遊びの場を設けます。また小学校4年生は、長期休みのみ受け入れます。  ○放課後児童健全育成事業の充実	社会教育課



No.29	子育て短期入所生活援助 (ショートステイ)の実施  [実施目標]	保護者の疾病・出産・経済的問題等により子どもを養育することが困難な場合に緊急一時的な保護を実施します。  ○子育て短期支援事業の継続実施 H29 2施設 H31 2施設	子育て支援課 東新学園
No.30	夜間養護等(トワイライト ステイ)事業の実施  [実施目標]	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、児童を養育することが困難となった場合に、児童を通所させ、生活指導、食事の提供等を行います。  ○夜間養護等事業の継続実施 H29 1施設 H31 1施設	東新学園
No.31	乳幼児健康支援デイサービス 事業の充実  [実施目標]	0歳児から小学校低学年までの子どもが病気で、保護者が家庭で保育できないときに、子どもを預かります。  ○乳幼児健康支援デイサービス事業の充実 H29 2施設 H31 2施設	子育て支援課
No.32	休日夜間急患センターの 運営  [実施目標]	新居浜市医師会内科・小児科急患センターにおいて、内科・小児科の休日診療、夜間深夜(小児)診療を行います。  ○休日夜間急患センターの継続実施	保健センター
No.33	在宅当番医制の運営  [実施目標]	各担当医師の診療所において、外科の休日診療を行います。  ○在宅当番医制の継続実施	保健センター
No.34	障がい児タイムケア事業の 実施  [実施目標]	障がい児(小・中・高校生)を対象に、学校の放課後や長期休暇において、適切な遊びや生活指導等を実施し、障がい児の健全育成と保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。  ○障がい児タイムケア事業の継続実施	地域福祉課
No.35	日中短期入所事業の実施  [実施目標]	障がい者(児)の日中における活動の場を確保し、保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。  ○日中短期入所事業の継続実施	地域福祉課

No.36	障がい児家庭への各種手当の支給 [実施目標]	障がい児福祉手当、特別児童扶養手当（20歳未満）など、障がい児家庭への支援を行います。 ○障がい児家庭への各種手当支給の継続実施	地域福祉課 子育て支援課
No.37	自立支援給付事業の実施 [実施目標]	保護者が病気等で家庭での介護が困難な場合の短期入所事業や居宅介護事業等を行い、障がい児の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。 ○自立支援給付事業の継続実施	地域福祉課
No.38	障がい児通所支援事業の実施 [実施目標]	障がい児の年齢や障がい特性に応じて「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等の通所支援を行い、障がい児の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。 ○障がい児通所支援事業の継続実施	地域福祉課
No.39	障がい児相談支援の実施 [実施目標]	障がい児支援利用計画、サービス事業者等との連絡調整及び利用状況を検証し、計画内容の見直しを行うなど、利用者の適切なサービス利用に向けたきめ細やかな支援を行います。 ○障がい児相談支援の継続実施	地域福祉課
No.40	児童手当の支給 [実施目標]	受給要件を満たす保護者に対して手当を支給します。 ○児童手当支給の継続実施	子育て支援課
No.41	就学前医療費の助成 [実施目標]	就学前児童の保険診療の自己負担分を助成します。 ○就学前医療費助成の継続実施	子育て支援課
No.42	幼稚園就園奨励費補助金の給付 [実施目標]	公立幼稚園就園世帯のうち市民税所得割非課税世帯に対し、保育料の減免を実施します。また、私立幼稚園就園世帯に対しては、所得に応じて補助金を交付します。 ○幼稚園就園奨励費補助金給付の継続実施	学校教育課

No.43	<p>特定不妊治療費の助成</p> <p>[実施目標]</p>	<p>不妊に悩む人が特定不妊治療を受けたとき、その費用を助成し、経済的負担を軽減します。</p> <p>○特定不妊治療費助成の継続実施</p>	保健センター
No.44	<p>保育料等利用者負担の見直し</p> <p>[実施目標]</p>	<p>特定教育・保育施設に係る保育料等利用者負担の公平性を確保します。</p> <p>○新制度の施行に合わせた幼稚園・保育園・認定こども園等の保育料設定（延長保育料・一時保育料等を含む）の見直し及び応能負担による公平性の確保</p>	子育て支援課
No.45	<p>子育て用品リユース・リース事業の推進</p> <p>[実施目標]</p>	<p>子育て用品のリユース・リース事業を実施することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>○子育て用品リユース・リース事業の継続実施</p>	子育て支援課
No.46	<p>三世代同居または家庭内保育世帯に対する支援</p> <p>[実施目標]</p>	<p>三世代同居が可能な世帯の促進や家庭外と家庭内における保育に対する行政支援の不公平の是正を図ります。</p> <p>○家庭内保育世帯に対する子育て応援券交付事業の実施</p>	子育て支援課

③ ひとり親家庭に対する負担の軽減

No	事業名	実施内容	担当課
No.47	児童扶養手当の支給 [実施目標]	支給要件を満たす、母親又は養育者に対して扶養を支援する手当を支給します。 ○児童扶養手当支給の継続実施	子育て支援課
No.48	母子家庭医療費の助成 [実施目標]	受給要件を満たす母子家庭について、保険診療の自己負担分を助成します。 ○母子家庭医療費助成の継続実施	子育て支援課
No.49	母子・父子寡婦福祉資金の貸付 [実施目標]	就学支度金、修学資金、転宅資金等の貸付について相談・申請を行います。 ○母子・父子寡婦福祉資金貸付の継続実施	子育て支援課
No.50	母子家庭自立支援給付金事業の実施 [実施目標]	自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練奨励費等を支給し、就業に効果的な知識や技能、資格の習得を支援します。 ○母子家庭自立支援給付金事業の継続実施	子育て支援課
No.51	母子及び父子家庭小口資金の貸付 [実施目標]	緊急に生活資金が必要になった際に5万円を上限として資金の貸付を行います。（社会福祉協議会委託事業） ○母子及び父子家庭小口資金貸付の継続実施	子育て支援課
No.52	母子・父子相談の充実 [実施目標]	母子自立支援員が生活上の相談を受け、自立を支援します。 ○母子・父子相談の充実	子育て支援課
No.53	子育て支援相談体制の充実【再掲】 [実施目標]	子育て家庭の身近な地域において、必要とされる情報提供・相談・助言等を行うための環境整備や関係機関との連絡調整機能を強化するためのキーパーソンとなる子育て相談員等の人材育成などを行います。 ○利用者支援事業の実施 H29 1 箇所 H31 3 箇所	子育て支援課

④ ワーク・ライフ・バランスの推進

No	事業名	実施内容	担当課
No.54	若者の就業意識や子育てに関する意識の啓発 [実施目標]	新居浜市雇用対策協議会を通じて、インターンシップ事業、マナー研究等を開催していきます。また、愛媛労働局、21世紀職業財団等と連携し、市政だよりやCATVを活用した広報活動を実施します。 ○若者の就業意識や子育てに関する意識の啓発活動の継続実施	産業振興課
No.55	男女が働きやすい環境の実現に向けたセミナーの開催 [実施目標]	働きやすい環境づくりを進めるとともに、女性総合センターにおいて再就職援助事業を継続実施します。 ○再就職に向けた資格・技能習得支援の継続実施	男女共同参画課
No.56	職業生活・家庭生活相談の充実 [実施目標]	女性総合センターにおいて職業生活・家庭生活の相談を行います。 ○職業生活・家庭生活相談の継続実施	男女共同参画課
No.57	ハローワーク・商工会議所・市内企業等との連携 [実施目標]	商工会議所会報等を活用し、仕事と子育ての両立について啓発活動を実施します。 ○ハローワーク・商工会議所・市内企業等との連携の継続実施	産業振興課
No.58	職場参観・ファミリーデーの設定 [実施目標]	職場と子育て家庭との相互理解により、ワークライフバランスに対する理解を高め、社員満足度及び家庭満足度の向上を図る。 ○子どもの夏休みなどに職場参観日等を設定、配偶者及び子どもに職場の様子を見て知ってもらう機会の設定	男女共同参画課
No.59	子育て応援企業・男女共同参画推進事業所の認定 [実施目標]	仕事と子育ての両立及びワークライフバランスを図るよう、企業の取り組みを認定し、安心して子どもを産み育てることができる環境整備を図ります。 ○子育て応援及び男女共同参画推進を行っている企業に対して、認定プラス付加価値を付けることによる企業のイメージアップと雇用の促進	子育て支援課 男女共同参画課

### 3) 子どもの笑顔あふれるまちづくり

- ①親と子の健康と福祉の充実
- ②障がいや発達に遅れのある子どもへの支援
- ③幼保小の連携の推進

#### ■現状の課題と施策方針

全国的に軽度の知的障がい児や、知的な遅れのない発達障がい児の増加が顕著となっており、児童虐待の状況も相談件数の増加とともに、その内容は複雑・困難化しています。また、不規則な生活習慣などを原因とする生活リズムや食生活の乱れが、子どもの成長に大きな影響を与えており、深刻な社会問題となっています。

本市においても、子育てに対する不安を抱えている人のうち、2割を超える人が「子どもの健康や発達に不安がある。」と回答し、さらには「子どもの教育やいじめが心配である。」は約4割を占めています。

子ども・子育て支援新制度は、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本としており、本市においても、すべての子どもをまんやかに位置付け、子どもの人権を尊重するとともに、一人ひとりにとっての最善の利益を実現し、保護者とともに笑顔で暮らせるまちを目指します。

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提とし、特に子どもの意志ではできない食育と生活習慣を身に付けさせることなどは、親としての重要な責任であり、それを担うべき親が親として学び、育つための支援が必要です。その中で、障がい、疾病、虐待及び貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもと子育て家庭に対しても、健やかな育ちを等しく保障することを前提に取り組む必要があります。

新制度が施行されることにより、就学前児童を中心とした教育・保育や子育て支援のあり方は大きく変わるため、家庭から幼稚園や保育所、さらには学校教育までを見据え、それぞれの発達段階に応じた円滑な連携を図る必要があることから、幼保小や地域等が連携・協働しながら、子ども・子育て家庭に対して、質の高いサービスが提供できるよう、基盤整備やサービスの質の向上に向けた取り組みを進めます。

① 親と子の健康と福祉の充実

No	事業名	実施内容	担当課
No.60	妊婦一般健康診査の実施 [実施目標]	委託医療機関において、妊娠中に健康診査を実施します。 ○妊婦一般健康診査の継続実施	保健センター
No.61	乳児家庭全戸訪問事業の実施【再掲】 [実施目標]	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し全戸訪問を行い、育児不安が解消されるように相談等に応じます。 ○乳児家庭全戸訪問事業の継続実施	保健センター
No.62	乳児一般健康診査の実施 [実施目標]	委託医療機関において、健康診査を実施します。 ○乳児一般健康診査の継続実施	保健センター
No.63	幼児健康診査の実施 [実施目標]	1歳6か月児・3歳児健康診査を実施します。 ○幼児健康診査の継続実施	保健センター
No.64	養育支援訪問事業の実施 [実施目標]	子どもの健全育成を促すとともに虐待の未然防止に取り組むため、乳幼児のいる家庭を訪問して、早い時期から個別の相談に応じます。 ○養育支援訪問事業の継続実施	保健センター
No.65	予防接種の実施 [実施目標]	予防接種法及び感染症予防法に定められた定期予防接種を実施します。 ○予防接種の継続実施	保健センター
No.66	産科医等確保支援事業の実施 [実施目標]	産科医を確保し、地域で安心して出産ができる環境を整備します。 ○産科医等確保支援事業の継続実施	保健センター

No.67	児童虐待の早期発見・予防の充実 [実施目標]	児童虐待の発生を察知し、子どもの最善の利益を確保します。 ○児童虐待の早期発見・予防の充実	保健センター
No.68	食育推進計画に基づく食力（しょくじから）の推進 [実施目標]	妊娠期から途切れることなく子どもの成長に応じた食育を推進し、適切な食習慣を確立するとともに、共食や調理体験を通して親子の愛情を育み、絆を深める。 ○食育推進計画に基づく食力の推進	保健センター

## ② 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援

No	事業名	実施内容	担当課
No.69	発達相談の実施 [実施目標]	言語や情緒などの発達が気になる子どもに対して、個別や集団で発達支援の場を設け、親子ともに支援します。 ○発達相談の継続実施	保健センター
No.70	障がい児保育事業の充実 [実施目標]	保育に欠ける障がい児等で、保育所で行う集団保育になじむ子どもを健常児とともに保育所に受け入れ、障がい児等の成長発達を図ります。 ○障がい児保育事業の充実	子育て支援課
No.71	障がい児通所支援事業の実施【再掲】 [実施目標]	障がい児の年齢や障がい特性に応じて「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等の通所支援を行い、障がい児の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。 ○障がい児通所支援事業の継続実施	地域福祉課
No.72	発達支援の推進 [実施目標]	障がいや発達課題のある子どもの乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した継続的かつ一貫した支援体制の整備を進め、地域とともに育ち・学び・働き・暮らす支援のシステムづくりを進めます。 ○発達支援の推進	発達支援課
No.73	特別支援教育の推進 [実施目標]	障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援します。 ○特別支援教育の推進	発達支援課



No.74	障がい児タイムケア事業の実施【再掲】  [実施目標]	障がい児（小・中・高校生）を対象に、学校の放課後や長期休暇において、適切な遊びや生活指導等を実施し、障がい児の健全育成と保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。  ○障がい児タイムケア事業の継続実施	地域福祉課
No.75	日中短期入所事業の実施【再掲】  [実施目標]	障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。  ○日中短期入所事業の継続実施	地域福祉課
No.76	障がい児家庭への各種手当の支給【再掲】  [実施目標]	障害児福祉手当、特別児童扶養手当（20歳未満）など、障がい児家庭への支援を行います。  ○障がい児家庭への各種手当支給の継続実施	地域福祉課 子育て支援課
No.77	自立支援給付事業の実施【再掲】  [実施目標]	保護者が病気等で家庭での介護が困難な場合の短期入所事業や居宅介護事業等を行い、障がい児の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。  ○自立支援給付事業の継続実施	地域福祉課
No.78	経過観察児フォローアップ事業の実施  [実施目標]	経過観察を必要とする幼児と保護者の支援を行います。  ○経過観察児フォローアップ事業の継続実施	保健センター
No.79	地域における療育支援体制の整備  [実施目標]	障がい児に対する専門的な療育支援体制の整備を図ります。  ○地域における療育支援体制の整備	地域福祉課 発達支援課

③ 幼保小の連携の推進

No.80	<p>幼保小連携推進協議会の機能強化</p> <p>[実施目標]</p>	<p>子どもの健全育成を図るため、保育所・幼稚園・小学校の連携を深めます。</p> <p>○幼保小連携推進協議会の機能強化</p>	<p>学校教育課 子育て支援課</p>
No.81	<p>幼保小連携推進モデル事業の実施</p> <p>[実施目標]</p>	<p>これまでの幼保小連携推進の取り組みの成果を踏まえ、そのノウハウの共有化を図るとともに、先進的な取り組みを行います。</p> <p>○幼保小連携推進モデル事業の実施</p>	<p>学校教育課 子育て支援課</p>
No.82	<p>幼保小の教職員の連携強化</p> <p>[実施目標]</p>	<p>幼保小のそれぞれの現場で働く教職員の横の連携を強化し、子どもの健やかな育ちを横断的かつ重層的に支援します。</p> <p>○幼保小の教職員の連携強化</p>	<p>学校教育課 子育て支援課</p>
No.83	<p>子どもへの暴力防止活動の実施</p> <p>[実施目標]</p>	<p>現在小学4年生に対して行っている当該活動につなげ、有効性を高めるため、就学前から子どもの人権を尊重する意識の醸成に努めます。</p> <p>○子どもへの暴力防止活動の継続実施</p>	<p>子育て支援課</p>

#### 4) 子育てによる共育のまちづくり

- ①家庭における子育て力の向上
- ②地域における子育て力の再生
- ③地域における子どもの健全な発達のための良質な環境整備

#### ■現状及び課題

未来を担う子どもの育成は、地域そのものを持続可能なものとしていくために必要不可欠です。

これまでの子育ては、家族や地域の中でき自然に行われていたものですが、核家族化が進み、地域のつながりが希薄化する中で、異年齢や世代間での交流の機会が激減し、家庭や地域の子育て力は低下の一途をたどっています。

このような中、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、かつ、互いに連携し合って、地域社会全体で子どもを見守り育てていくことが重要です。さらには、子ども自身も、次代の親となり、自分の親がそうしてきたように家庭や地域づくりを担う立場になることから、豊かな人間性を備え、自立した地域社会の一員として活躍できるよう、次代の親を育成するという視点に立った子どもの健全育成を進めていくことも重要です。

本市においては、地域における子育て支援活動、自治会、地域活動ボランティア、市民活動団体、NPO等が連携を図りながら活発な活動が行われていますが、子育て家庭の多様なニーズに対し、的確に答えていくためには、担い手一人ひとりの意識の向上と対応力の強化が不可欠です。

地域の人々が主体的に子育て支援活動に参加し、共に学び、共に育む共育のまちづくりを目指し、その力を最大限に発揮することができるよう、地域の力と行政が協働することにより、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進し、そのことが地域の活性化や地域コミュニティ再生の推進力につながる取り組みを進めます。

① 家庭における子育て力の向上

No	事業名	実施内容	担当課
No.84	出前講座の実施 [実施目標]	子育て支援に関する出前講座を実施します。 ○出前講座の継続実施	市民活動推進課
No.85	生涯学習大学（児童・親子対象講座）の実施 [実施目標]	生涯学習大学で、児童・親子対象講座を開催します。 ○生涯学習大学（児童・親子対象講座）の継続実施	社会教育課 生涯学習センター
No.86	女性総合センターにおける子育て講座の実施 [実施目標]	女性総合センターにおいて子育て講座などを実施します。 ○女性総合センターにおける子育て講座の継続実施	男女共同参画課
No.87	公民館における家庭教育講座の実施 [実施目標]	子育てに関する勉強会、親子レクリエーション等の講座を実施し、家庭教育の充実を図ります。 ○公民館における家庭教育講座の継続実施	社会教育課
No.88	男性の育児参画の推進 [実施目標]	男性の育児参画に向けた活動を推進します。 ○男性の育児参画活動推進の継続実施	男女共同参画課
No.89	ブックスタート事業の実施 [実施目標]	赤ちゃんと保護者の絵本を介したふれあいを支援するため、5か月児健康相談時（月2回）、絵本等が入ったブックスタートパックを贈呈します。 ○ブックスタート事業の継続実施	図書館
No.90	子育て事例集(ガイドブック)の作成 [実施目標]	早い段階で子育てに対する心構えと知識を身に付けるため。 ○子育て事例集(ガイドブック)の作成	子育て支援課

No.91	イクメンのすすめ [実施目標]	男性の育児参画に向けた活動の推進により、父親に育児のノウハウを伝え、子育て家庭における育児の負担軽減を図ります。 ○父親を対象とした、離乳食講座・料理教室・遊びの達人などの講座の開催及びイクメン手帳の作成及び配布	男女共同参画課
No.92	イクジイ・イクバア孫育て教室の実施 [実施目標]	子育て経験者と子育て世代との意識差を埋めるよう努めます。 ○イクジイ・イクバア孫育て教室の実施	子育て支援課

## ② 地域における子育て力の再生

No	事業名	実施内容	担当課
No.93	要保護児童対策地域協議会の充実 [実施目標]	地域が連携を図りながら、児童虐待の防止、早期発見・早期対応を図ります。 ○要保護児童対策地域協議会の充実	子育て支援課
No.94	子ども会等地域活動の充実 [実施目標]	子ども会等への助言、事業への協力を行います。 ○子ども会等地域活動の充実	社会教育課
No.95	保育所地域活動事業の充実 [実施目標]	保育所の専門的機能を地域住民に活用してもらうため、世代間交流事業、地域の子育て家庭への育児講座、保育所卒園児童との交流等の活動を行います。 ○保育所地域活動事業の充実	子育て支援課
No.96	地域子育て人材バンクの活用 [実施目標]	地域の中で子育てに関わる人材の掘り起こしと活用を図ります。 ○地域子育て人材バンクの設置及び活用	子育て支援課
No.97	地域子育て支え合い推進事業の実施 [実施目標]	地域住民が子育てについて考えるきっかけをつくり、子どもたちの笑顔とやる気を引き出すきっかけづくりを進めます。 ○実践子育てすごろくブック等の活用による子育てワークショップの開催	子育て支援課

③ 地域における子どもの健全な発達のための良質な環境整備

No.98	<p>児童センター・児童館・図書館の活用</p> <p>[実施目標]</p>	<p>市内4か所の児童センター・児童館において子どもの健全な育成と親子の交流を図るための遊びの場を提供するほか、図書館で絵本の読み聞かせを行い、子どもの心を豊かにし、読書による生きる力を育みます。</p> <p>○児童センター・児童館・図書館の活用 H29絵本読み聞かせ実施回数 70回/年 H31絵本読み聞かせ実施回数 80回/年</p>	<p>子育て支援課 図書館</p>
No.99	<p>教育・保育施設等の活用</p> <p>[実施目標]</p>	<p>保育所・幼稚園の専門的機能を地域住民に活用してもらうため、世代間交流事業、地域の子育て家庭への育児講座、卒園児童との交流等の活動を行います。</p> <p>○教育・保育施設等の活用</p>	<p>子育て支援課 学校教育課 社会教育課</p>
No.100	<p>放課後子ども教室の実施</p> <p>[実施目標]</p>	<p>公民館等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所を設け、放課後や週末のスポーツ・文化活動等を実施します。</p> <p>○放課後子ども教室の継続実施 H29参加延べ人数/教室 740人 H31参加延べ人数/教室 740人</p>	<p>社会教育課</p>
No.101	<p>放課後まなび塾の実施</p> <p>[実施目標]</p>	<p>小学校や公民館を活用して、放課後に学習支援員のサポートによる学習の場を設けることにより、学習習慣の定着と学力の向上を図ります。</p> <p>○放課後まなび塾の継続実施 H31開設数 16か所/16小学校区</p>	<p>学校教育課</p>
No.102	<p>保育園の地域開放（保育園へ行こうデーなど）</p> <p>[実施目標]</p>	<p>保育園が地域における子育て支援拠点（赤ちゃん休憩所を含む）であることの普及を図り、地域内での交流・連携を促進します。</p> <p>○保育園の地域開放の実施（保育園へ行こうデーなど）</p>	<p>子育て支援課</p>
No.103	<p>子育て支援イベントの開催</p> <p>[実施目標]</p>	<p>市内における子育て支援の広報啓発を行うとともに、子育て家庭と各施設等との交流促進を図ります。</p> <p>○子育て支援イベントの開催</p>	<p>子育て支援課</p>

## 4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

### (1) 現状及び課題

#### ①児童虐待防止対策の充実

「養育支援訪問事業の実施」「要保護児童対策地域協議会の充実」「家庭児童相談の充実」については、児童虐待防止対策にとって重要な事業であり、今後も継続した取り組みを進める必要があります。特に「養育支援訪問事業の実施」については、複雑な問題を抱える家庭に対する支援を行う相談員の充実を図ることが必要です。

#### ②ひとり親家庭の自立支援の充実

「児童扶養手当支給」については、さらなる制度周知と受給者資格の確認強化を図る必要があります。「母子家庭医療費の助成」「母子家庭自立支援給付金事業の実施」「母子寡婦福祉資金の貸付」等についても、制度の啓発・広報を行い、事業の継続実施が必要です。

#### ③障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防、早期発見及び治療の推進を図るため、「妊婦一般健康診査の実施」「乳児一般健康診査の実施」及び学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、「自立支援給付事業の実施」のほか、年齢や障がい等に応じた「療育支援体制の整備」が必要です。

### (2) 子どもたちの理解と支援のために

#### ■発達障がいとは

これまでは発達障がいというと、発達の「遅れ」というイメージが一般的でした。しかし発達障がいには、通常の子どもに見られる行動ではあるものの、その程度が通常範囲を超えているというものや通常の子供に見られない行動が見られる、というものもあります。

知能の遅れを伴わないこうした発達障がいの代表的なものとして、学習障害、アスペルガー症候群、ADHD（注意欠陥・多動性障害）などがあります。

こうした障がいのある子どもたちは、知能に遅れはないために、日常生活や学習の面で困難を抱えていても、障がいとは気付かれにくく、必要なサポートを受けることができずに困っていることがあります。また、育て方に問題があるとの誤解も受けやすく、保護者の方がつらい思いをすることも少なくはありません。

### ①学習障がいとは・・・

学習障がいとは、知能には大きな問題がなく、目も見え、耳も聞こえるのに、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」のいずれか1つ以上がうまくできない状態をいいます。

英語ではLD (Learning Disabilities) という呼び方もよく使われます。

こうした子どもたちは自分ができないことに目が向きやすく、自尊心が低くなりがちです。

自尊心を育てるためには、学習面での能力向上や達成感と同時に、得意なことを活かして力を発揮できる場を見つけることも重要です。

### ②アスペルガー症候群とは・・・

アスペルガー症候群とは、自閉症的な特徴（特定の物事に対するこだわりが強い一方、興味のないことには無関心、他人の気持ちを読み取ることが苦手、不器用、独特の話し方をするなど）があり、知能障がいと話し言葉の遅れがない状態のことをいいます。発達障がいの一つであり、育て方やしつけが原因となることはありません。

アスペルガー症候群の子どもたちは、対人関係の問題を持ちながら、知能が正常で人とのやりとりも一見普通にできるため、発達の問題があることに気づかれにくいのです。これまでこうした子どもたちは「わがままで自分勝手」であるとか、「親の育て方の問題」などと言われ、つらい思いをしてきました。アスペルガー症候群の特徴は、性格の特徴ともいえます。しかし、この特徴が著しく、集団生活を営む上で本人や保護者の方や周りの人が困っている、あるいはつらい思いをしているならば、適切に行動できるよう支援することが必要です。

### ③ADHDとは・・・

ADHDとは、年齢や発達に不釣り合いな不注意さや衝動性、多動性を特徴とする発達障がいで、日常生活や学習に支障をきたす状態をいいます。

ADHDには生まれつきの脳の発達の隔たりが関係していると考えられており、育て方やしつけによって起こるものではありません。ADHDの症状が強くて社会的生活を送るのが難しい子どもたちには、その子の発達特性にあった正しいサポートが必要です。ADHDの特性を理解しないままに、ただしつけを厳しくしても、症状を改善することはできません。

これらは生まれつきの脳の発達特性が関係しており、しつけや育て方が原因ではありません。また、こうした子どもたちは、わざと問題を起こしているわけでも、本人の努力が足りないわけでもありません。一人ひとりの発達特性を理解し、正しくサポートすることで、子どもたちは大きな問題なく社会生活を送れるようになります。そのためにはまず、障がいの存在に気付くことが大切です。このことから、本市ではこれらの課題解決に向け様々な取り組みを実施します。

### (3) 課題解決に向けた取組

事業名	事業内容
発達相談の実施	言語や情緒などの発達が気になる子どもに対して、個別や集団で発達支援の場を設け、親子ともに支援します。



障がい児保育事業の充実	保育に欠ける障がい児等で、保育所で行う集団保育になじむ子どもを健全児とともに保育所に受け入れ、障がい児等の成長発達を図ります。
障害児通所支援事業の実施	障がい児の年齢や障がい特性に応じて「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等の通所支援を行い、障がい児の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。
発達支援の推進	障がいや発達課題のある子どもの乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した継続的かつ一貫した支援体制の整備を進め、地域とともに育ち・学び・働き・暮らす支援のシステムづくりを進めます。
特別支援教育の推進	障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援します。
障がい児タイムケア事業の実施	障がい児（小・中・高校生）を対象に、学校の放課後や長期休暇において、適切な遊びや生活指導等を実施し、障がい児の健全育成と保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。
日中短期入所事業の実施	障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。
障がい児家庭への各種手当の支給	障害児福祉手当、特別児童扶養手当（20歳未満）など、障がい児家庭への支援を行います。
自立支援給付事業の実施	保護者が病気等で家庭での介護が困難な場合の短期入所事業や居宅介護事業等を行い、障がい児の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。
経過観察児フォローアップ事業の実施	経過観察を必要とする幼児と保護者の支援を行います。
地域における療育支援体制の整備	障がい児に対する専門的な療育支援体制の整備を図ります。

## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

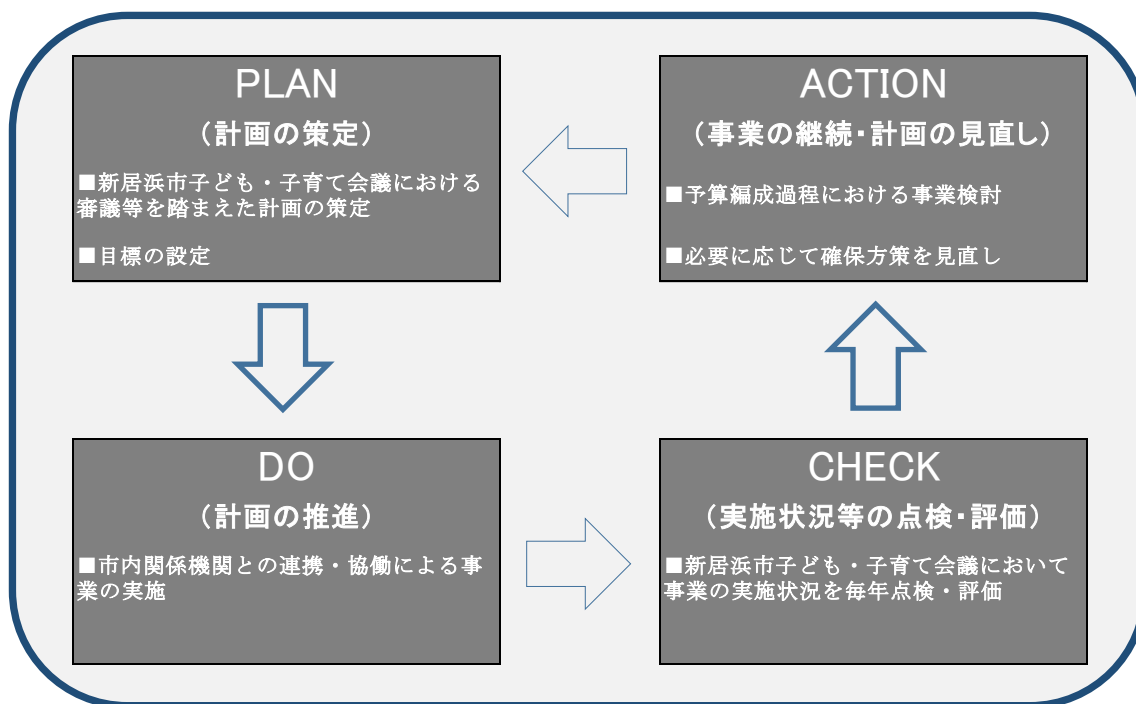
本計画では、幼児期における学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。また、保育・教育事業に対する市民ニーズに応じていくため、必要なサービス量の確保及び拡大と質的向上の実現を目指します。

計画の推進にあたっては、市内の関係機関・団体と連携して取り組むとともに、保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、市民など多くの方の意見を取り入れながら、効果のある取り組みを進めます。

### 2 進捗状況の管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが不可欠です。

このため、「新居浜市子ども・子育て会議」において、その進捗状況を確認・評価するとともに、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証結果に基づき、必要に応じた是正・改善を図るため、各年度において施策内容を見直し、計画の修正等を行います。



## 【参考資料】

### ■子ども・子育て支援新制度の概要

#### 子ども・子育て支援新制度とは

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

#### 子ども・子育て関連3法の主なポイント

##### 1.認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設

- 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。

##### 2.認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的に位置付けます。
- 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。

##### 3.地域の実情に応じた子ども・子育て支援

##### (利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実

- 教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していきます。

##### 4.基礎自治体(市町村)が実施主体

- 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施します。
- 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支えます。

##### 5.社会全体による費用負担

- 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としています。

## 6.政府の推進体制

- 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）します。

## 7.子ども・子育て会議の設置

- 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置しました。
- 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務とします。

## 8.施行時期

- 新制度については、平成27年4月に本格施行します。

### ■新制度の利用の流れ

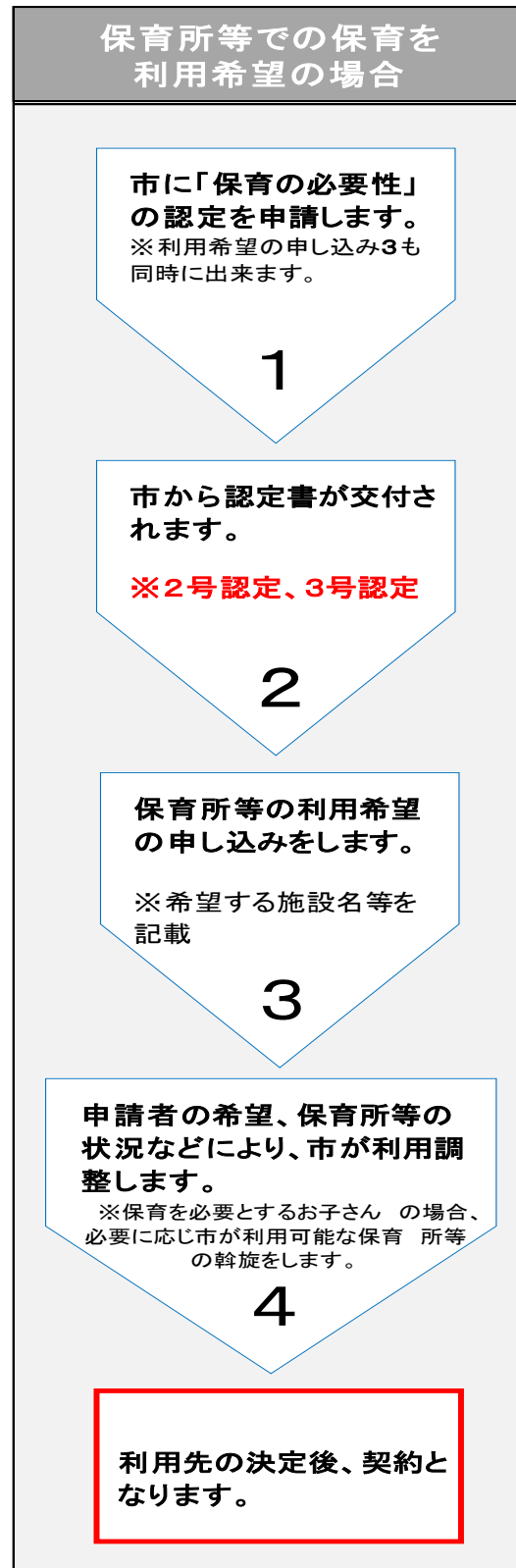
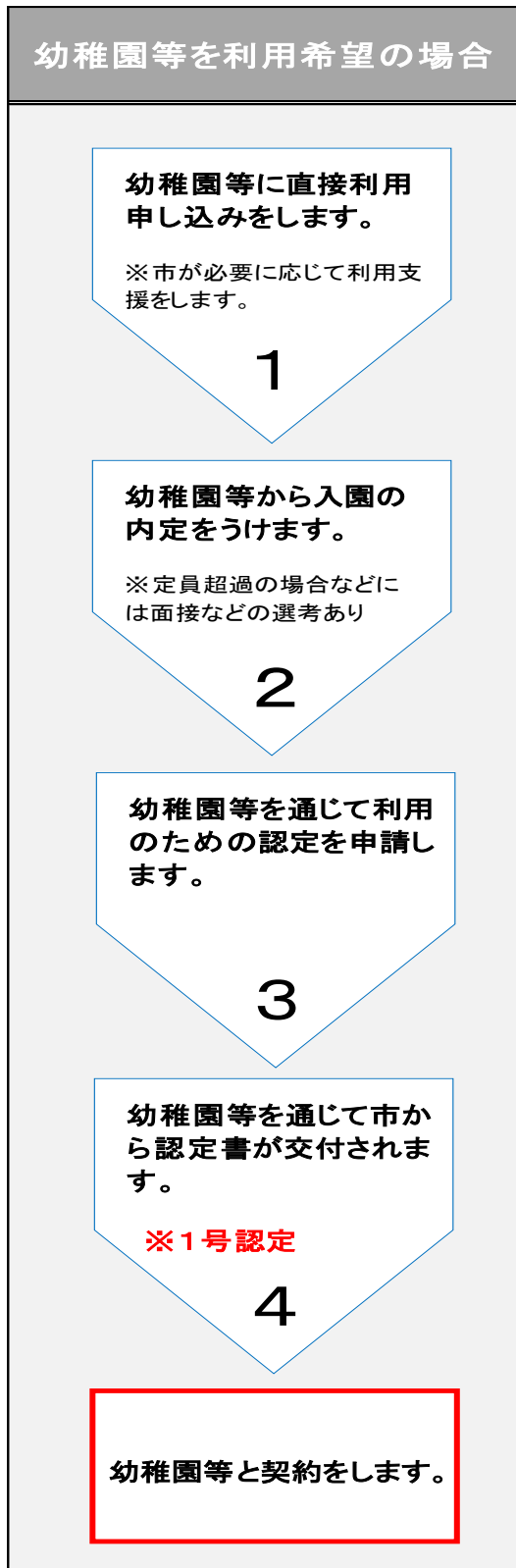
施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

新制度では、3つの区分の認定に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まっていきます。手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありませんが、本市や各施設などから提供される情報でご確認ください。

#### 【3つの認定区分】

認定区分	内 容	利用施設
1号認定 教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定 満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育事業

■新制度フローチャート



## 新居浜市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として、新居浜市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置くとともに、当該子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げるもののほか、市長又は新居浜市教育委員会の諮問に応じて、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 保育関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 関係団体から推薦された者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【新居浜市子ども・子育て会議開催経過】

子ども・子育て会議	議事
<p>第1回 (平成25年8月6日)</p>	<p>1 市長挨拶 2 委任状交付 3 会長・副会長選出 4 「子ども・子育て支援新制度」について</p>
<p>第2回 (平成25年12月24日)</p>	<p>1 子ども・子育て支援新制度への対応状況について 2 子ども・子育て支援ニーズ調査等の結果について 3 教育・保育提供区域の設定について</p>
<p>第3回 (平成26年2月27日)</p>	<p>1 次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について 2 子ども・子育て支援新制度への対応状況について 3 子育て支援に関するアンケート調査結果報告書について 4 子ども・子育て支援事業計画の策定について</p>
<p>第4回 (平成26年4月30日)</p>	<p>1 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果に基づく量の見込み（推計）について 2 子ども・子育て支援法に基づき市が条例で定める基準等について 3 新居浜市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて</p>
<p>第5回 (平成26年6月30日)</p>	<p>1 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向について 2 新居浜市子ども・子育て支援事業計画骨子案について</p>
<p>第6回 (平成26年8月26日)</p>	<p>1 子ども・子育て会議委員意見について 2 新制度に基づき市が定める条例案について 3 子ども・子育て支援事業計画に搭載する量の見込みと確保方策について</p>
<p>第7回 (平成26年10月28日)</p>	<p>1 新制度施行に向けた今後のスケジュールについて 2 子ども・子育て支援法に基づき市が定める条例案について 3 子ども・子育て支援事業計画案について</p>
<p>第8回 (平成26年12月25日)</p>	<p>1 新制度施行に向けた今後の対応について 2 子ども・子育て支援事業計画案に対するパブリックコメントの結果について 3 子ども・子育て支援事業計画案の決定について</p>



新居浜市子ども・子育て会議委員名簿

区 分		役 職 等	氏 名	備 考
(1)	保 護 者	公募市民	岡部 淳	
			片山 紗織	
(2)	保育関係者	朝日保育園園長	合田 史宣	H25.9.1 ～
(3)	教育関係者	パコダ幼稚園	石川ヨシ子	
(4)	関係団体から 推薦された者	すみれ保育園園長	合田 幸広	
		菊本幼稚園理事長	神野 年夫	
		新居浜商工会議所	真鍋 曜	副会長
		新居浜市民生児童委員 協議会	渡部 昭子	会 長
		新居浜市連合自治会	三並 保	
(5)	子ども・子育て 支援に関する事業に従事 する者	子育てネットワーク えひめ	近藤直緒美	
		十全総合病院（なかよし園）	荒井 泰輔	
		ちびっこワールドにい はま園	星加 三枝	
(6)	子ども・子育て 支援に関し 学識経験のある者	宮西小学校	岡野 弥生	
		大生院公民館	松本 彰	H26.4.7 ～
		瀬戸児童館	高橋由紀子	
(7)	その他市長が 必要と認める 者			

【任 期：平成25年8月1日～平成27年7月31日】